

平成 2 1 年 9 月 1 日

平成 2 1 年第 3 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成21年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成21年9月1日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴志雄
福 祉 部 理 事 南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 渊 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	企 画 部 秘 書 人 事 課 長 竹 下 雅 樹
企 画 部 企 画 政 策 課 長 保 井 太 郎	住 民 部 住 民 生 活 課 長 波 戸 元 雅 一

教育部学校教育課長 岸 本 保 裕

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男  
兼 議 会 係 長

○会 期

平成21年9月1日から18日（18日間）

○会議録署名議員

1番 川 端 啓 子      2番 鍛 治 末 雄

---

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君、以上の2名の方をお願いします。

---

○谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間と決定しました。

---

○谷本 貢議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

○石田町長 おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

冒頭、さきの台風9号により被災されました佐用町を初めとする各自治体の皆様に心よりお見舞い申し上げます。我々といたしましても、今回の教訓を得て、心新たに自然災害から住民の皆

様の生命、財産を守るため、最善を尽くしてまいり所存でございます。

また、一昨日、国政におきましては、半世紀以上続いてまいりました55年体制が崩壊し、民主党による政権交代がなされました。変革を望む国民の声が今回の歴史的政権交代を生み出したものであると受けとめております。実務的には、21年度の自公政権で成立しておりました緊急経済対策を初めとする補正予算がどのように変更されていくのか、また22年度の予算編成につきましても、概算要求でストップしてしまっている現状を見ますと、我々地方自治体にどのような影響が出てくるのか、不透明な部分が多々あり、こうした状況をいち早く正確に情報をキャッチし、いろいろな対応がすぐにとれるよう、怠りない準備を進めてまいりたいと考えております。どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、平成21年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件などの補正予算が6件、工事請負契約締結の件（（仮称）岬町リサイクルセンター新築工事）など契約案件が2件、岬町教育委員会の委員の数を定める条例を制定する件、岬町教育委員会の委員の任命について同意を求める件、平成20年度一般会計決算認定の件などの決算認定案件が15件、平成20年度岬町健全化判断比率報告の件などの報告案件が5件、以上の25議案と報告が5件であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○谷本 貢議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

---

○谷本 貢議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、反保多喜男君。

○反保多喜男議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、きょうは9月1日の防災の日でございます。私たちも福田首相のときには岸和田の防災行事に参加させていただきまして、非常に有意義な訓練を受けさせていただきました。ところが、日本では全国各地で大きな災難が発生しております。後ほどに私も一般質問の中で問うつもりでございますが、先日来、静岡の大地震、そしてまた山口県防府市の、そして佐用町の大きな災害が続いております。大変な状態で、大変な事態が発生しているようですが、まずは犠牲になられた方々の冥福を深くお祈りしたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

本町のまちづくりの根幹をなす第3次岬町総合計画基本構想の進捗と検証について、お伺いいたします。

本町のまちづくりにおいて、最も重要で上位の計画に位置づけられている岬町総合計画基本構想がありますが、昭和52年に第1次、昭和63年に第2次、平成12年に第3次の基本構想が策定されています。現在、その指針にのっとり施策を推進しているわけですが、基本方針として、1、自然のもとで、元気に安心して暮らせるまち、2、自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち、3、自然を生かして、いきいき魅力満載のまち、4、自然を守り、安全で快適に暮らせるまち、5、自然と共生し、便利に暮らせるまちの5項目を示しています。そして、基本計画の最終年度の2010年をまちの将来像として、「笑顔あふれるいきいきタウン“みさき”」を目指すととなっております。

まちの将来のイメージ像ですから、非常に抽象的で、具体的にはいま一つ実感がわいてまいりません。計画が策定され、現在まで将来像を目指し、各部門で指針に沿った施策を実施してきたと思いますが、ことが総合計画の最終年に当たるということもあり、3点について質問したいと思います。

まず、1点目、総合計画の成果の検証について、事業施策として達成できたもの、できなかったものや進捗可能なもの、そして不可能なもの。また、諸般の事情で大きく計画を変更した事業があれば、お尋ねいたします。

○谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 第3次総合計画の成果の検証について答弁させていただきます。

平成12年に策定いたしました第3次総合計画は、平成22年度に計画期限を迎えることから、今年度より、岬町の新たなまちづくりの方針となる第4次総合計画策定に向け作業を進めているところでございます。

第3次総合計画策定以降、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、急速な情報化の進展、地球環境問題など、本町を取り巻く環境は大きく変化し、国と地方の関係においても地方分権の進展に伴い、自治体の枠組みや地方財政制度も大きく変化しております。そのような社会経済状況の変化や本町の財政状況が厳しさを増していく中、総合計画に掲げる施策の実現に向けて進めてきたところでございます。

新たな総合計画を検討するに当たっては、議員ご質問の第3次総合計画の施策につきましては、実現できたものや実現できなかったものなどがございますが、詳細に検証をする必要があり、全

施策について進捗状況調査を進めているところでございます。現在まだお示しできる段階には至っておりませんが、検証結果につきましては、結果がまとまり次第、改めて議会に報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 反保多喜男君。

○反保多喜男議員 それでは、次に2点目の質問をさせていただきます。

総合計画の内容について、先ほどの答弁では、社会的かつ経済的な諸事情により実現できなかった事業及び施策もあったかのようなのですが、まだ終わってないと、検証中やということで、後ほどまたご報告をいただきますが、その反省の上に立って各課でヒアリングを行い、次なる年度、第4次に向けて作業を行っているのかお尋ねいたします。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 答えいたします。

現在、検証につきましては、議員お示しのように各課の協力を得ながら、総合計画の施策の中で実現したこと、現在も継続中の事業、新たに浮かんできた課題の整理作業を進めております。

また、8月に実施した住民アンケートの中でも総合計画の施策体系ごとの満足度、重要度を伺っており、これらも新たな総合計画検討の基礎資料といたしたいと考えております。これらの資料につきましては、総合計画策定過程で開催される審議会などの各種会議に提供するほか、住民に対しても、これまでのまちづくりの成果として公表したいと考えているところでございます。

○谷本 貢議長 反保多喜男君。

○反保多喜男議員 結果が出ましたら、またよろしく願いいたします。

次に、3点目の質問をいたします。

安全で快適に暮らせるまちについて、先ほど最初の質問で申しましたまちづくりの基本方針の1番と2番に該当すると思うのですが、最近、既成市街地でふえている空き家、それに伴う防災についてお尋ねいたします。

既成市街地は、人口の減少、高齢化の進行により住環境も大きく変わり、空き家が増加し、近隣住民との間で諸問題が発生しております。私の今住んでいる中出地区でも9件の空き家がございます。緊急時はさておき、平時は無住の他人の家に立ち入るにはさまざまな規制があり、簡単にはまいりません。

ご承知のとおり、旧集落には狭小な町道が多く、建築基準法では2メートルを譲り合いして4メートルの道路が本来であるが、旧集落では2メートルというところも多くあります。加えて、

門や塀や花の棚があり、空き家ともなれば防災面からも大きな問題が多いゆえ、共助地域コミュニティの支え合いという言葉、表現だけでは心もとないことです。現実、建築基準法にセットバックといっても個人の対策に頼らざるを得ないと思います。将来面にとらえた場合、旧集落をどうするのかを将来に備えての大きな課題だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

1番、無住の空き家に対する他人名義の土地、建物への立入権の簡素化を町の条例でできないものか。これを一番、私メインとしております。

2番、近い将来、必ず起こると言われている東南海大震災に備えた防災等で活動できる空き地の確保及び整備について、基準どおりの消火栓や防火水槽の配置、また旧集落での待避所の設置などされているのかどうか。

これは、佐用町で災害が発生して、移動中に亡くなった方もおられ、じっとしとったほうが助かったのと違うかと言われているような事態が発生しております。だから、集合場所があれば、そういう場所に集まっておれば、まだ被害が少なく済んだのではないかというふうな検討もされておりますので、あえて質問をさせていただきました。

3番として、道が狭小という前提で、そういう狭い道でも入って行って消防や救急活動ができるような車や設備が既にあるのか。また、検討中なのかどうか。

4番、空き家対策に関連いたしますが、高齢者が元気に暮らせる施策の充実ということで、若者の定住促進と観光客や交流人口の積極的な受け入れをし、まちの活性化を図っていかねばならないと思いますが、空き家と交流人口の組み合わせという取り組みを他の自治体で推進しているところもあります。それは、和歌山の中辺路町にイーデス・ハンソンさんがおられているとかそういう内容のものです。本町ではどういうふうになっているのか。検討も含め、以上4点についてお答えを願います。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 議員ご質問の1番の部分、空き家に立ち入りできるかどうかと。立ち入りできる条例の制定について聞いていただいておりますので、お答えしたいと思います。

独自の条例で規定するということは、空き家への立ち入りはできないかですが、岬町におきましては、平成10年に岬町環境の美化に関する条例を制定しております。この条例の第6条で、土地または建物の占有者等の責務を定めております。建物の所有者また管理者は、付近住民の生活に支障を来すことのないよう当該土地または建物に係るごみ等の散乱の防止等の美化に努め、まちの施策に協力する責務を有するというふうに規定しております。空き家の所有者に管理の責

務があるものでございます。

一般的には、空き家への立ち入りは所有者の同意をもって可能となるものでございますが、場合によりましては、警察、消防、行政が連携いたしまして、役割分担をしまして、緊急に空き家への立ち入りをしている現状もございます。

条例の制定につきましては、個人情報の保護についても配慮しなければなりません。防犯や防災の側面から、空き家への立ち入りの規定が設けられないか、警察、消防、関係機関と十分調整、協議を行いまして、他の自治体の先例についても調査、研究をして検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 私のほうから、反保議員の2点目と3点目の質問についてお答えさせていただきます。

ご質問の近い将来必ず発生すると言われております東南海・南海地震に備えましての活動できる空地と消火栓、防火水槽の配置でございますが、消火栓等の設置につきましては、消防法の基準に基づき設置基準が定められておるところでございます。消火栓は、平成21年4月1日現在で町全域で542基、防火水槽につきましては、淡輪地区で31基、深日地区で14基、多奈川地区で19基、合計64基を設置しております。

また、新たな水源確保についても消防署と協議しまして、消火栓の新設や移設に優先順位を設けて消防水利の確保について検討を進め、災害時での対応に万全を期している状況でございます。

また、管理面においても、消防署、消防団が年に数回点検を実施し、活動に支障が生じないように適正管理に努めているところでございます。

また、活動時での待避所の確保については、本町ではご指摘のように旧集落部が多くあり、道路の狭隘部も多く点在し、消防活動や救急活動に支障を来している現実がございます。活動時での空地、待避所の確保、消防水利付近での違法駐車などについては、岬だより、また各区長会等を通じまして広報し、住民の皆様にご理解をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目でございますが、ご質問の旧集落での狭隘部での消防・救急活動でございますが、本町では旧市街地においては住宅密集地域が多く、狭い路地等があり、地形的にも行きどまりとなっているところがございます。消防・救急活動については、住民の皆様生命、財産を守るべく最善を尽くす消防車については、各地区消防団に軽可搬小型動力ポンプ付積載車を配備し、狭い道路でも対応することとしております。

またさらには、消防車に落車といいましてホース延長する器具も消防車に常時積載し、消火活

動に万全を期しているところでございます。

また、救急活動では、救急車にストレッチャー担架を常設し、どんな狭いところでも活動可能にしております。また、昨年度、東南海・南海地震対策用といたしまして、各避難所に住民の皆様様の安全を迅速に行うため、防災リヤカーを配備しております。

今後も消防署と消防団と連携しながら、集落ごとの狭隘道路等を再調査いたしまして、住民の皆様方の安全を図ってまいりたいというように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 空き家と交流人口を組み合わせた取り組みをどういうふうに行っているかというご質問、4点目のご質問でございますけれども、岬町におきましては、交流人口を戦略的観光というふうに位置づけて取り組みを行っております。これは、岬町を訪れていただいた方に、岬町のよいところを体験していただくことによりまして、岬町に移住していただくことにつなげて、事業を展開したいというふうを考えております。

例えば、移住を考えている方々の情報源となっておりますJOINという移住交流推進機構というホームページが岬町での暮らしの話題を提供しているわけでございます。この中におきまして、岬町は都心に近く、豊かな自然のもとで子育てができることを全国に周知し、子育て世代の転入を促しているところでございます。最近では、特にテレビ番組や新聞紙面におきまして、岬町の明るい話題が取り上げられることがふえております。そういった状況で、岬町への移住につながるものだというふうと考えております。

空き家の活用といたしましては、地区の委員会、役員会などに岬町の職員を参加させていただきまして情報交換をさせていただいております。その中で、空き家の所有者自身が町外に転出されている方が多いわけでございますが、所有者に空き家の活用の意向を確認したりということも行っております。ただ、なかなか困難であるということが現在、感じているところでございます。

今後は、引き続き情報交換を継続いたしまして、国などの移住・交流支援事業などの活用も検討し、空き家の活用に努めていきたいというふうと考えております。

交流人口につきましては、平成20年度におきまして、みさき公園で38万人、淡輪海水浴場で9万人、とっとパーク小島で6万人など、多くの方々が岬町を訪れていただいております。交流人口を地域経済の活性化に結びつけるために、財団法人電源地域振興センターの観光現地指導会事業の採択を受けまして、専門的知見を有する横浜商科大学の観光学科教授をアドバイザーに招いております。潮騒ビバレーやとっとパーク小島などの現地も見させていただきまして、今後の課

題の整理を進めているところでございます。

このように、岬町におきまして、戦略的観光といたしまして交流人口の取り組みを行っておりますもので、空き家の活用と組み合わせて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○谷本 貢議長 反保多喜男君。

○反保多喜男議員 再質問をさせていただきます。

1番の無住の空き家に対する他人名義の土地、建物への立入権の簡素化を町の条例でできないものかという質問でしたが、今のお答えでは、環境美化が制定され、空き地等の美化を指導しているということでございますが、警察や消防の立ち会いが必要ということだそうですが、それをもっと身近に、立入権の簡素化を町の条例でできないものかという質問ですので、もう一度お答えをいただきたいと思えます。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 先ほども回答させていただきました。

先進地がございます。寝屋川市等、大阪府では、美しいまちづくり条例等の中で、今、議員がご指摘の即座に立ち入りができる権利ということやうたわれている条例もございますので、先例も研究、調査、またその自治体へ連絡させていただいて研究を進めていきたい。そして、岬町の中でも十分調査、調整いたしまして、条例の制定に向けて努力していきたいと、検討したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○谷本 貢議長 反保多喜男君。

○反保多喜男議員 いろいろな事情もありますので、決めたことがすべて実現するものではないということは私も理解しております。

中国のことわざに「なせばなる。なさねばならぬ、何事も。」というのがあるように、意志のないところには結果はついてきません。まずは決めて、こういうことをするという意志を持って、残り少ない計画年度ですが、最後まで努力で取り組んでいただきたいと思えます。

質問は以上で終わります。

○谷本 貢議長 反保多喜男君の質問が終わりました。

次に、岡本重樹君。

○岡本重樹議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

事前に質問内容を3点通告しておりますので、町長に誠意ある回答をお願いするものであります。

まず、第1点目ですが、政権交代による町運営についてですが、過日の第45回衆議院議員総選挙の結果、予想されていたとおり、政権交代という天下分け目の戦いは民主党の勝利となって終わりました。勝利した民主党にとりましても、今後の国政運営は日本の今後、将来がどうあるべきか、重要なかじ取りを求められていると思います。

このような中で、我が岬町丸の石田町長にかじ取りをどのようにされるのか。苦言を呈するならば、町長は船出早々に税金の滞納疑惑が報じられ、岬町の刷新を訴えたあなたの選挙公約はどうなっているのかと町民をいかに落胆させたことであるかは、はかり知れないと思います。町民の信託を受けた者のあるべき姿、軽率な言動、判断が地方の自治体組織にとって敏感に左右するものであることを改めて十分認識する必要があるのではないだろうか。

そこで、政策運営であります。私が思うに年金、医療等がどうあるべきか。政権が交代しようと、本来その都度変えるたぐいの政策ではないと考えます。いかに基本となる政策を確立しているかの話であります。

現職町長として、政権交代が起こり、10年、20年後を見据えたぶれない政治政策、町政運営を政権交代が起こったことにより今後どのように考えているのか、どのような対応をすべきと認識しているのかをお伺いしたいと思います。まず、1点目の質問に対して町長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

まずその前に、民主党の大勝利、民主党の町会議員であられます岡本議員、まことにおめでとうございます。ご努力の結果だと思って、敬意を表したいと思います。

まずその前に、今回なぜこのような大変革があったのかといいますと、先ほど議員もご質問のあったように、政治家としてのいろんな軽率な発言というところ、それでいろんな形でのマスコミでの取り上げがあり、その辺が国民の皆さんにも意識の改革になってきたというところ、これは私も地方政治家の一人として、私の言動に関しましても、これからますます責任を持った発言をしていかなければ、あるいは行動をしていかなければならないと痛感、反省いたしているところでございます。

それとあと、これからの市政ということでございますけれども、まず民主党さんのマニフェストにもありましたように、また大阪府の橋下知事が強く求めていましたように、地方主権というところで我々地方自治体の意見がどれだけ国に通じていくかと、ここが一番大きなところだと思っておりますので、これから我々が地方自治体として現場の意見を酌みとっていただける政権が民

主党政権だと認識いたしておりますので、そういった意味では、今まで以上に地方の意見を酌みとっていただけるそういった国政になっていくのかなというふうに期待しておりますので、民主党政権に関しまして我々も期待を大きく持っているところでございますし、町行政といたしましても、住民の皆さんの意見を十分に酌みとって国政のほうに上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 岡本重樹君。

○岡本重樹議員 次に、2点目の超過課税の考え方について質問をいたします。

平成18年10月1日から法人町民税、平成19年1月1日からの固定資産税の税率の改正を実施し、超過課税の導入がされたところでありますが、若干の財政改善は図られたと思いますが、岬町の財政状況は大変厳しい状況にあり、予断を許さない状況であるとお察しいたします。

当時の自治大阪2006年12月号に掲載している内容によると、行政が実施しなければならぬ住民サービスを維持するための歳出と、それに見合う歳入と基金のバランスが崩れ始めてきました。そこで、平成16年度より推進してきた行政改革プランによる財政健全化の取り組みを大幅に見直しをせざるを得ない状況となっております。新たな歳入確保策の一つとして、固定資産税の超過課税導入を検討することとなったと記載されております。

下水道事業を開始するに当たり、近隣では都市計画税の導入をしていますが、岬町では町民の負担を避けるべく、都市計画税をせず今日に至っています。ところが、超過課税導入に至った経過を推察いたしますと、下水道事業の継続や第二阪和国道の延伸、土砂採取跡地の基盤整備等のインフラ整備、防災対策、次世代を担う子どもたちの教育環境や子育て支援施策の充実等の将来に対する投資を行うための財源は今後にも必要ではないか。

そこで、まず毎年度の歳入状況について、導入前の予想と導入後の差異について伺いたしたいと思います。

次に、徴収率についてであります。職員一同頑張っていることについては承知をしているつもりであります。毎年度の現年度課税による徴収率と滞納による徴収率をお伺いしたいと思います。

次に、さきにも述べましたように、超過課税の再導入を町民に理解を求めないと、大変厳しい財政状況の中、いつごろ判断されるのかを伺いたしたいと思います。

回答に当たっては、適正な時期に適正な対応をさせていただくというような回答にはならないことを申し添えるとともに、町民に負担を求めるには事前に十分時間をかけ、説明責任を果たし

て理解を求めなければならないということも申し述べておきたいと思います。

以上について、質問をいたします。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

具体の細かい数字につきましては、また担当部長のほうから答弁させていただきますけど、私のほうからまず大きなところで、まず都市計画税、他市町村もやっているこれが我々岬町にとりましては、住民の皆さんの負担を軽減するために導入していないということでございますが、それよりも大きな理由といたしましては、岬町域におきましては市街化調整区域が残るという中で、都市計画税を採用して徴収させていただいて下水道工事を進めるに当たりましては、公共下水道の場合、市街化調整区域にはいけないという問題等々、不公平感が残るということで、私どもは都市計画税を導入せず、一般会計の中で下水道工事を展開してきたという経緯がまずございます。

そこで歳入不足が発生し、どれだけのこれから我々が行政サービスをしていくかということについて、歳入不足が生じたがために超過課税ということを導入せざるを得ない判断に至ったわけでございますが、確かに、19年度からの税制改革によりまして国税から地方税にという形で配分が変わったという部分で、我々の地方税の歳入という部分は見た目にはふえた感じがございますが、ただ土地の評価の減がずっと続いてきている中で、固定資産の部分も歳入は極端に減ってきているというのが現状でございます。それを是正するために超過課税という部分を0.3%導入させていただいたわけでございますが、これはあくまで暫定的な措置だと認識をしております。

ただ、どの時期に行くかという部分でございますが、これはまず今回、もう一つ不透明なことが起こってきたのが、先ほども冒頭のごあいさつで申し上げたように政権交代ということが出てきまして、国から民主党政権さんにかわって、どれだけの予算が地方におりてくるかという部分も大きなまず原因、そこが究明されない限り、我々は財政需要がどれだけあるかを見た中でも歳入の予測がつかないというところがございますので、これは、まず国の施策がどういった形で地方に至ってくるのかというのを見きわめる時期、ここがまず大きな判断時期になるかと思っております。

それとあと、我々のほうでは、これから住民サービスとしてどれだけの財政需要が要るかというところも見きわめながら、住民の皆様がサービスは要らないから税金を下げてくださいという声が大きければ、我々はそれに従う必要がありますし、そうではない、少しの負担は負ってでも、これだけのサービスは確保しろという声があれば、もちろんそういった形での対応を我々はさせていただかなければならないということでございますので、ただ議員ご指摘のように周知というこ

とがございますので、この周知時期をどれだけとるかという部分では非常に懸念しているところではございますが、我々、今現状といたしましては、当面の間、0.3%の超過課税をさせていただいている部分につきましては、判断基準はもう少し後になるかなという気がいたしております。

まずは、国の補正予算の執行状況がどう変わるかというところがまず一番大きなところでございますので、その辺を見きわめた上で、我々は超過課税をそのまま継続することを決定し、住民の皆様へ周知するのか、あるいは若干の率を下げていながら、これはまた条例改正が伴いますし、これは議会の皆様にお諮りしながら段階的に超過課税の率を下げていく判断をとるのか、はたまた超過課税をやめてでも歳入に見合った歳出という形で、住民の皆様のサービスを若干低下してでもその道を選ぶのか、この判断をしていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 岡本重樹君。

○岡本重樹議員 この問題で2点について、担当部のほうでお答え願いたいと思います。

年度ごとの歳入状況について、導入前の予想と導入後の差異。それからもう1点は、徴収率についてであります。年度ごとの課税による徴収率と滞納による徴収率を、この2点についてお伺いしたいと思います。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 それでは、私のほうから超過課税に伴います固定資産税及び個人住民税関係の超過課税に伴います徴収率並びに収入の状況についてご説明申し上げたいと思います。

まず、収入の状況でございますけれども、平成20年度の固定資産税の状況でございますけれども、収入額といたしましては15億2,100万円が固定資産税の決算額でございますけれども、そのうち超過課税に伴います収入額といたしましては2億6,400万円となっております。

そして、ご質問いただきました法人税につきましても超過課税を行っておりまして、その収入額におきましては、まず法人均等割につきましては3,055万円の収入になっておりまして、そのうち超過課税分が507万円でございます。また、同じく法人税の分につきましても、同じく過去から超過課税を行っておりまして、その収入額につきましては2,800万円、そのうち超過税率に伴います収入額は450万円でございます。平成20年度におけます超過税率に伴います収入額におきましては2億7,400万円程度が収入額増となっているところでございます。

もう1点の徴収率の問題でございます。これにつきましては、具体的な数字を申し上げたいと思います。

まず、平成17年度におきまして、現年が98.3%、滞納が15.5%、合計いたしまして91.8%。そして、平成18年度におきましては、現年が98.5%、滞納が14.8%、合計で92.3%でございます。19年度におきましては、98.4%、滞納が18.9%、93.3%という形で、徴収率としては上昇の傾向を示しております。

また、平成20年度におきましては、現年につきましては98.2%、そして滞納につきましては12.9%、合計いたしまして93.1%となっております。若干、昨年に比べまして0.2ポイント徴収率については低下いたしております。これにつきましては、昨年の秋以来のリーマンショックとか、いろいろ国の100年に一度の不景気ということが影響しているのではないかと考えるところでございまして、これにつきましては、引き続き徴収率の向上に向けまして今後また取り組む予定でございますので、それに向けて努力してまいることをご理解願いまして回答とさせていただきます。

○谷本 貢議長 岡本重樹君。

○岡本重樹議員 ありがとうございます。

次に、3点目の職員の賃金についてであります。国のほうでは国家公務員のあり方が問題視されております。特に、国家公務員の天下りの実態が問題であると思います。

そういう中で、先日8月11日に国家公務員給与減額という人事院勧告が出されました。内容は、月例給863円、0.22%引き下げるとともに、一時金も0.35月引き下げることを中心とする給与勧告であります。これらにより、職員の年間給与は平均で15万4,000円の約2.4%の引き下げということで、人事院総裁談話の中でも厳しい内容の勧告となっていることを認めておる状況であります。

勧告は、民間賃金の実勢の反映とはいえ、公務員の生活に大きな影響を与える厳しいものと判断をされます。また、自宅による住宅手当の廃止についても、国家公務員の実情を踏まえたものとしているように、官舎を中心とした国家公務員の住宅政策の特殊性によるものであり、各自治体にそのまま当てはまるか疑問であります。

財政状況の厳しい中、給与の減額等に対し、職員組合は最大限協力すべきところは協力し、ラスパイレス指数も100を切り、95ぐらいではないかと思えます。岬町において対応するに当たっては、まずカット分の見直しを行うとともに十分に職員組合と協議を重ね、対応する姿勢を伺いたいと思えます。

このような状況の中で、早期退職等により人員削減が行われているものの、仕事に対する意欲なり活力、活性化が衰退しているのではないか。また、職員の意欲をなくすような人事判断が行われているのではないか。

あえて一例を言わせてもらうなら、過日、新聞報道された職員の飲酒運転による懲戒処分と管理職による残業手当の不正受給による懲戒処分の町長の判断であります。

また、人事面の視点を変えて、基本となる適正職員数は一体何人なのかという作業が行われていないのではないか。その時々のおもいつき判断で採用を決めていいのだろうか。人は石垣、人は城、人は堀云々とあるが、町長は人を育てるという能力を持ち合わせているのかと少々疑問であります。今こそ反省すべきは反省に立ち、適正な判断をするリーダーのもと職員が一体となって、このまちの岬丸の進むべき方向を的確に示す必要があるのではないかと思います。これについての質問にお答えをいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

まず、人事院勧告の件でございますけれども、私どもの職員組合さんと協議した結果、この非常に厳しい財政状況の中、単独で3%の賃金カットまでしていただきながら協力をしていただいていたところでございます。

ただ、夏の人勧のときに1%持たせていただきということで、この人事院勧告につきましては、常日ごろ、職員組合さんとは完全実施という形での話で進んできていただけているところがございますので、結局は人事院勧告をのまなくてはいけないのであれば、単独であえて先に協力をするということはしないでもいいんじゃないかなという意見も、これはある意味正当なご意見だと思っておりますので、その辺も十分組合協議をこれから誠実に進めていきたいなと思っておりますのでございます。

それから、まず人がどれだけ適切かというところでございますが、確かに私も民間からこの職に来たときに、公務員さんというのは役場におる人がすべて公務員さんで、公務員でなければ我々の仕事ができないものだという認識をしとったんですけれども、ただ、いろいろ勉強を重ねていくうちに、本来、公務員また正職としてでなければできない仕事、これは何か、あるいはアウトソーシングという形で民間に委託するほうが住民の皆様にとっていい場合もあるのではないかな、あるいは我々行政として正規雇用を促進する中で、余り勧められないことではございますが、ただ行政も一つの企業体といいますか、そういったことからすれば、やはり臨時職員の適正な雇用、採用というのも考える必要もあるのかなとか、いろいろ考えた中で、それでは本当に

この地方自治の適正な人員は何名、どの業務をするのが正職として必要であるのかということは今、再度検証しているところでございます。その辺できっちりした定数管理が出てくるのではないかなと思って、作業に入っているところでございます。

それと、職員をどう育てるかというところでございますが、これは確かに今までの教育システムがどこまで機能していたかという部分は私も疑問に思っております。昔のように、仕事を見て覚えろとかいう時代ではないと思っておりますので、きっちりした研修システムを構築していただいておりますので、その辺につきましてはご心配なく、きっちりとした教育が行われているものと思っております。

あと、職員の士気の低下を来すような人事判断というところでご指摘がございましたけれども、これにつきましては、私いろんな形で退職する者なりのことを本来ここまで考える必要があるのかという気もしますけれども、それくらい、やめた後の生活等々も考えながらの判断をしているつもりでございます。したがって、そのとき、そのときの判断に私自身は責任を持った判断をしている自信がございますので、その辺はご理解いただけないところは私の説明不足が多々あろうかと思っておりますけれども、これにつきましては機会があるごとにまた住民の皆様にも説明し、ご理解を賜っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 岡本重樹君。

○岡本重樹議員 いろいろと異論のあるところもあるんですが、大変厳しい町政運営の判断を求められている中、手厳しいご指摘をさせていただいたところでありますが、今後の町政運営の取り組みに対し、耳を傾けていただければ幸いであるかと申し述べ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○谷本 貢議長 岡本重樹君の質問が終わりました。

次に、田代 堯君。

○田代 堯議員 ただいま議長のほうから一般質問をする許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問を始めるに至って、過日の新聞報道で皆さん方のご承知だとは思いますが、泉佐野市が非常に財政の厳しさから今回、運用が始まりました新制度によって、財政破綻という厳しい状況の中で早期健全化団体になるということが掲載されておりました。このことを踏まえて、今回は町長のほうに質問をしたいと思っております。

まず、今回の平成20年度の決算に当たって、4年間の検証をするという意味で質問に入りたい

いと思います。

まず、一般会計において、実質の収支が2, 567万円の黒字ということで監査委員さんの報告になっておりますが、この点の主な黒字の要因をお聞かせいただけたらありがたいです。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 まず、細かい個々の行財政改革の推進が実ってきたところでございますけれども、大きくは、まず退職手当債を発行したとはいえども、人件費の減というところが大きな要因だと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 退職債を発行しての黒字ということの今説明があったんですけども、過去の決算と比較して、本年度の決算というのはどのように好転しているのかどうか、していないのかどうか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 まず、過去からの決算の状況が好転しているかどうかというところでございますけれども、我々、各単年度の歳出をまず見て、それをどういった歳入で補うかというところでは歳入のいろんな作業をするわけでございますけれども、その中で、起債という形で歳入を確保するというのも一つの大きな仕事かと思っております。

それで、過去とどう違っているかという部分は、まず基金をいかに食い込ませていくか。基金を取り崩して決算をするのか、あるいは基金を取り崩さなくて決算ができるのかというところが私まず判断基準にさせていただいております。そういった意味では、20年度も基金を取り崩さず、逆に基金を積み上げての決算をできたという部分では、私としては非常にこのご時勢の中で満足した決算だと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 なぜ好転をしてきたかということをお尋ねしているのは、平成20年度の決算の概要ですね。つまり、私の手元に届いておるわけなんですけれども、この経常収支比率、一番大事な問題なんですけれども、平成19年度は98.3%であって、さらにそういう状況の中で見ますと、どうしてもこの決算を見ますと、好転しているとは私は思えないんですが、町長はこの辺をどのように考えておられますか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 議員ご指摘の経常収支比率につきましては、私になった17年、これは半期でございますけれども、96.8という数値でございます、それが18年は97、そして19年、20年と98.3という形での横ばいと、若干、右肩で上がってしまっている感ではご指摘のとおりでございますが、ただ16年度の100%を超していたという時期とでは、この社会情勢の中で安定した形での運営になっているという判断をいたしております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 今の説明でいきますと、町長は前年度と余り変わらず安定という言葉を使われているわけですが、さらに公債費の負担率、これは3カ年なんですけれども、公債費比率もそうでありますけれども、平成18年度は先ほど町長も説明がありましたけれども、18年度は23.3%、平成19年度は23.8%、平成20年度は24.4%。このように、前年度と比較しますと負担率は非常に高くなってきておる。これは間違いのない数字であろうと、このように思っております。

そんな中で、先ほど岡本議員からも手厳しい質問もありましたけれども、このように財政構造がさらに硬直化して悪化してきている中で、町長は今、安定していると言われてはいますが、どうも私はそれが腑に落ちないんですけれども、もう少しその辺を、時間の都合もありますけれども、何をどうとらまえて安定しているとおっしゃるのかをちょっとご説明願いたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 まず、我々の再生団体になるかどうかという形では、財政健全化の指標という部分が、これはもう今すべてになってきております。特に、大きな4つあるいは各公営企業等々の資金不足比率というのもございますけれども、大きな4つの指標の中で一番私が心配しているのが実質公債費比率だと思っております。これが25%を超すと、早期健全化団体という形になるんですけれども、まずここが私、一番重要だと思っております。

これは、議員ご承知のように、過去からの起債の償還の積み上げという形でございますから、今さら急に数値が下がるという問題でもないんですけれども、これが現在、確かに過去3年間の平均でございますので、今回も19.5という形で前年の17.3よりも1.2ポイント上がっている。だから、このままのトレンドで行くと、すぐに25%を超えるのではないかというご意見かもしれませんけれども、先般、黄色い紙のチラシで、住民の方だと思います。文書が入ってございましたけれども、本当に議員のご指摘とほぼよく似たようなご意見だと認識しておいて、非常に勉強された方が書かれているんだなという気もしたんですけれども、ただ、この実質公債費比

率が今のトレンドで上がっていったらすぐ25%に達するかどうかという、これはあり得ないことでありまして、というのが公債費の償還の部分はある程度一定して、新たに起債を大きくしない限り、そうふえてこないという部分もありますし、今現在、我々が想定している部分では、21%から22%まででずっと推移していくと思っておりますので、これは幾ら平均したところで25%を超えることは到底ないという判断をいたしております。

あとの指標につきましては、まだまだ安定、大丈夫だという指標でございますので、一番私が心配しておりますこの実質公債費比率という部分も、平均で22%になるのがぎりぎりぐらいかなという形で判断をいたしておりますので、そういった意味では、安定した財政運営が私はなされているのではないかなという判断をいたしております。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 実質公債費比率が急に上がることはない、このような説明ですけれども、私はそうは思わないんですけどね。

今回、この4年間の中で3年間というのは、町民からの固定資産税の超過課税、当時は2億4,000万円、これを町民から多大な負担をかけての行政運営をやってきたわけです。今度の決算状況を見ると、その超過課税の増収分は2億6,000何がしと先ほど説明があった、2億7,000何ぼの超過課税。これは、住民にとっては大きな負担をやっぱり強いているわけなので、そのことは町長、謙虚にやっぱり受けとめてもらわないと、このまま高くなっていかないという僕は原因にはならない。むしろ、だんだんしんどなってくるというのが今の本来の20年度の決算でなかろうかなとこのように思います。

それで今、地方債の話が出ましたけれども、今度の決算を見ますと、普通会計で約101億9,734万1,000円と。そして特別会計では53億3,593万1,000円とこのように借金があるわけですけれども、合計しますと155億3,327万2,000円とこのようになっています。これについては若干、確かに借金は減っております。

しかし、そこで町長、お尋ねするんですが、平成19年度と20年度の元利償還を考えますと、平成18年度は15億1,614万1,000円、さらには19年度は16億5,659万3,000円、そして今決算、20年度においては19億3,820万7,000円という形の元利償還、つまり借金を返していっていると。

この状況を見て、町長は先ほど安定した、これ以上、上がらないと言うけど、私は毎年度の借金が19億3,000万円、これ払っていかないかん。これは町長がつくった借金ではない、過去にいろんな事業をやってきた、そのツケが今回ってきている。そこへ税収は落ち込んできたと

いう中で考えますと、私は、これについて町長はどのような対策をこの4年間講じてこられたのか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 確かに、起債の償還につきましては非常に過去の大きな借金、これも当時から議員をされていた、もちろん議員もかと思うんですけども、議会で認めていただいた中での起債を発行させていただいて、いろいろな事業をしてきたその結果でございますので、今、私が過去の行政を批判するということはありませんけれども、ただ、その借金は私どもの代でしっかり返していけないかという使命を持っているわけでございます。

ただ、これにつきまして確かに住民の皆様にご負担をさせていただき、超過課税をさせていただいたという部分は、これは謙虚に反省といたしますか、もちろん受けとめさせていただいているところでございます。ただ、これがもしそれをしなくて、夕張市さんのように大きな負担が一気にかかってしまうということよりは、中負担で中福祉という言葉が出ていますように、少しの負担はするけれども何とかこの岬町、破綻しないようにということで、議会の皆様にも超過課税を認めていただけたと私は理解いたしておりますので、この現状で確かに起債の残は徐々に徐々に減っていております。

また、これ今、議員ご指摘のほうでは、一般会計、普通会計と特別会計の155億3,300万円何がしかの数字、言っていただきましたけれども、もちろんこれには水道事業会計がまた別途ございますので、もっと大きな金額、私が就任したときは200億円に迫ろうかなというぐらいの基金の残があったわけですが、これを着実に返させていただいているということでございます。

ただ、今、議員ご指摘の金額ありましたけれども、私の認識からすれば、今、議員のご指摘の中では借換債の費用も含んでいるような数字だと思いますので、基本的には基金償還の部分、私の認識では12億円から13億円の範囲内の基金の返済だと承知しております。そのうち元金が約10億円ぐらいのものかなと思っておりますので、あとの2億円から3億円が純粹なる利息という部分で考えておりますから、これは過去の起債の部分を着実に返していくというのが行政の継続性といえますか、責任でございますので、これはきっちりと返させていただくと。その財源を住民の皆様にご負担をいただいたという部分が、これは非常に申しわけないこともございますけれども、ただ大きな負担が住民の皆様にかからないような施策をこの4年間実施してきたということをご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 確かに、借金は減っていることには間違いないわけで、そのためには担当職員もかなりの汗をかいて努力された経過というのは、私は認めているわけですが、これはあくまで町長の施策であって、取りやすい町民から取って、そして超過課税をかける。さらには、いろんな手数料とかそういった公共料金の値上げなどをやって、確かにつじつまが合う行財政改革であったことは間違いないとは思いますが、ただ財政の収支見通しというのが、行革プランということをよくおっしゃるけれども、それが本当に住民に理解していただけているかどうかというのは私は甚だ疑問だと。

この超過課税についても、今、町長は0.3%と説明されていますけれども、確かに一般町民から聞いたら、0.3%というのは余りそう高くない数字でないかなと、私自身はそう思うんですけど、じゃあこれを100分の1.4から1.7に上げた。その場合、0.3となるわけですが、これをきちっとした、じゃあどのぐらいの負担率になるかという、21%。例えば、10万円の固定資産税は12万1,000円かかっているわけです。2万1,000円の負担をかけてきたことは事実なんです。そこへさらに水道料金の値上げ、いわばそういった子育て支援の中でのそういったもろもろの値上げ、これはもう当然、行政をやっていく中でやむを得ない事情でありますけれども、この大阪府下において目をむくような超過課税をかけた。これは私は全く住民無視だと、私はこのように思っております。

先ほど、岡本議員のほうからも質問の中にありましたけれども、十分に住民が理解しているかと。私は、理解されていない。その中で、町長が財政は大丈夫だというようなことを随所に話をされておるようですが、私の手元の資料によりますと、財政収支見通しは超過課税を外した場合、先ほどの岡本議員の質問の中で町長は答弁されておりますけれども、しかるべきときに考えないかんとというようなこともおっしゃっていますけれども、うちの今の財政構造からいって、果たして、この超過課税を一たんかけて、これが外せるのかどうか。

というのは、当初2億4,000万円程度のいわば超過課税の増収があった。それで今年度は2億6,000万円というこれを外すとなれば、必ず歳出削減をやらなければいけない。これは大きな住民に対するサービスの低下になってくる。

先ほど町長は、住民のサービスを低下させて超過課税を外すかどうか、サービスを求めるなら、その超過課税はやむを得ないというような、言葉じりはあれなんですけれども、そういった答弁をなさっていますけれども、そもそも私は、行革は住民のサービスというのは、これは当然、税で賄われている限り、やらなきゃいかんと。それが大きいか小さいかは別として、やらなきゃい

かん。しかし超過課税というのは、新たに大阪府下でナンバーワンというような超過課税をかけているわけですから、そこへ法人町民税もかかってくる。そしたら、企業に来てくれというたつて、町民税が高かったら、なかなか企業は来てもらえない。そういう状況の中で、私は、果たしてこの今回の20年度の決算は町長がおっしゃるような状況ではなくて、むしろ財政構造は悪化している、私はこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 府内で固定資産の超過課税を採用しているという部分で、非常に岬町が目立っているということは事実だと思っております。ただ、これはたまたま同じ比率で他市町のほうでは都市計画税というのが同じ率でかかっているということでは、岬町がたまたま都市計画税という言葉を使わずに超過課税という言葉を使っているということでございますけれども、他市と比較して、岬町だけが法外な税金を住民の皆様におかけしているということにはならないと思っております。

それと、なぜそういった超過課税、目立つようなことをしているかというのは、先ほど岡本議員のご質問のときにご答弁させていただきましたので、そこは避けますけれども、その辺はご理解をまず賜りたいと思っております。

それと、この超過課税をさせていただいている中でも、もちろん評価というのはぐんぐん下がってきているという部分で、確かに新築のお宅を持たれている方あるいはマンションでお住まいの方、この方々に関しましては、非常に超過課税の部分が重く負担にかかっているというのはあると思えますけれども、ずっと代々のお宅で住まれている方につきましては、やはり土地の評価が下がってきていることもございまして、超過課税をさせていただきながらでも前年よりも下がっているということも、これも事実でございますので、その辺は、それぞれの個々の方によつての判断、重税感というのは変わってきているのかなというふうに思っております。

それでは、この超過課税を外せるのかという部分では、非常にいろんな要因があると。

まず、先ほど岡本議員の一般質問でもご答弁させていただいたように、国の施策でどんと我々地方自治体のほうにも何らかの施策が来れば、もちろん財政状況、超過課税をしなくてもいい形がすぐにでも来るやもしれませんし、その辺は国の事情が政権がかわってどのように変わってくるかという部分は、本当に不透明な部分が多々あるということでございますので、その辺は十分情報をキャッチしながら正確な判断をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 今、どこでも各自治体は財政難に悩んでいるわけで、そのために各町民が非常に

多大なそういった負担を強いられているということは、これは事実であるということだけは認識していただきたいとこのように思います。

角度を変えて、また質問いたしますが、過日の6月議会でも質問いたしました。町長にそこで確認をしたいんですが、町長は各集会所において財政上の問題を説明されておられるわけですが、その中で、町長の弁をかりて申し上げますと、私が就任するまでは決算は赤字であったと。私になってからようやく今年度、黒字になったと。財政は、まだ4年はもつとこのように説明されたように聞いておるんですが、事実でしょうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えします。

8年は大丈夫というようなことを申しました。そのほかにも間違いございません。

ただ、この赤字という部分に関しましては、先ほどもご答弁させていただいたように、基金を取り崩しているか、基金を取り崩さずにまた逆に積んでいくかと、その辺を判断しているということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 町長ね、言葉というのはとりよんでいろいろとれるわけで、基金を取り崩しておるか、おらないかが赤字ということの意味にとるのか、とらないのかという問題が争点になるかと思うんですが、私は一般の町民の方は、町長の発言、説明、そういったものはだれよりも一番重たいと、町民から見ると一番重たいとそのように思っております。

先ほどの私の質問の中で、私になってからようやく黒字になったということが事実であるなら、ちょっと私は過去の決算を見てみたんですけども、平成14年度から19年度までの間はすべて黒字決算を打っていると思いますね。これは私、資料をずっと平成14年度からここにありますが、見ても、見ておりますけれども、全くの赤字はどこにもありません。黒字だったと、私もまたその議員として職の中で赤字だったという記憶はございません。ただ、中身について今、町長がおっしゃるように、基金を取り崩したり、また歳入の面で借金をしたりそういうことはあったにせよ、黒字決算を打ってきたことは間違いないと。

しかし、住民から見ますと、町長の発言を聞きますと、今までの町長がやってきたのは赤字決算だったけれども、ようやく黒字になったんやてと、このように私に説明を求められたんですけども、町長ね、その辺が町長の発言はまやかしたと私は思います。やっぱり住民にはきちっとそういう公の場で説明されるときは、決算は黒字だけれども、やっぱり中身については財政はこ

のように厳しいということを私はちゃんと言うべきだとこのように思いますが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

議員にどのような形でお伝えされたかというところがありますけれども、まず財政が厳しいということはもちろんお伝えいたしておりますし、だから住民の皆さんのあれやこれやといろんな形で要望される部分に関しては、どれもこれもなかなかすべておこたえできないということは申しわけないということは、もちろんお話ししておりますし、赤字につきましては、もちろん基金を取り崩して黒字決算はやっているという形。ですから、うちはまだ赤字はない。だから赤字比率という部分は、これはもちろんないですよと、赤字はございませんからと。岬町には起債の残はたくさんあるけれども、赤字はまだ持っていませんよということはもちろんお伝えさせていただいております。

ただ、私は先ほどから申しますように、基金、幾ら貯金があっても、それを崩して行って、その年を黒字で決算していくという部分に関しては、いつかその基金がなくなっていくので赤字化になっていく。ですから、私がねらっていたのは、基金を取り崩さずにその年度の決算を黒字化していくと。もちろんそのためには、歳入の確保という部分では起債という部分も、これは一つの歳入を確保する行為として必要なことだと認識しておりますけれども、ただ最終的に基金を取り崩さずにやってこれたという部分では、私はこの形を貫いていけば、もちろん実質公債費比率がずっとそれを見ながらの歳入確保でございますけれども、これも先ほど説明したように、22%までで実質公債費比率を抑えていくという形での起債の制限をしながらの歳入確保でございますので、そういった意味では、まだ我々の岬町の財政という部分では、今の私がやってきた財政運営をしていけば安定していると、安心できるという形で住民の皆様にはご説明を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 私が質問しますと町長を責めているように聞こえるかもわかりません。そうでなくて、岬町の町長として、かじ取り役として私は質問をしている。そのことを誤解のないようお願いしたい。

先ほど黄色いビラも、あたかも私の関係者が配布したかなというような意味合いのお話で、町長の発言はいつもそういう発言。この前に滞納の問題を話したら、他の議員の関係の話をしたり、

その辺はしっかりと私の質問に対して耳をかしていただきたい、このように思います。

基金を取り崩していないというなら、担当にお尋ねします。

平成21年度の当初予算で基金の取り崩しという項目はなかったか、あったか。私の記憶では、2億4,000万円か5,000万円の基金の取り崩しがあったように思いますが、その点は担当部長にお聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 田代議員の質問の内容、そのとおりでございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 今こうやって本会議で話をしている、町長の話がつじつまが合わないというように、私は基金を取り崩して、そして退職債を借りながら、さらには地方のそういった分権による税源移譲、そういったものも含めて財政運営をやってこられたと。これについては何もとやかく私は言っていないわけで、ただその中で、取りやすい住民からサービスを提供するために多大な負担を強いるというのは、私はおかしいと。

やはり、今、財政が厳しい状況の中であればこそ、職員と一丸となって私はこの難問題に取り組んでいくのが町長のトップとしての責任であるし、また施策を発揮できる主導権を持つておる、このように言っても私は過言でないこのように思います。

先ほども、この前の5月の議会、さらには6月の議会の中でも、超過課税について3年という期限がついておるけれども、これは先ほどの岡本議員と重複するわけですがけれども、簡単にしますけれども、このことについても町長は適当な時期に適当な判断というあいまいな答弁をなさっておる。これも私はけしからんなと思っていますよ。

町民としたら、一日も税が軽くてサービスの提供が受けられるということを期待しているわけですから、その辺のことについても私は先ほども申し上げましたとおり、この超過課税を外すことについては、かなりの行政改革の中で歳出削減をやらなきゃいけない。さらに、そういった中で、住民にそういったサービスの提供を求めるのは低下してもやむを得ない。しかし、できるだけそれを最小限に抑えていくという形をとらない限り、新たな自主財源の確保というのは、私は今のこの国の経済情勢から見たら非常に難しい、このように思っております。

その中で、やはり町長みずから、そして職員と一緒に、やはり今回の岬町が自立してやっていくにはどうしたらいいかということはこの4年間すべきでなかったのか。

4年間という中で、先ほども職員の給料の問題、定数の問題、そういったものを答弁なさっておりますけれども、私は常がねから言っております。職員は物でない、人間だと。血の通った人

間であるがゆえに、そういった厳しさの中でやるには、やはりむちばかりではいけない、たまにはあめも、あめむちでやっていくのが、私は行財政改革をやって町民の期待にこたえるというのが私は主でないかなとこのように思います。

そういった中で、土採り跡地についてもそうであります。

町長は、ニュース泉南の就任のときに、このようにコメントされております。土採り有効利用についてもめどはついたと。任期半ばの早い段階で片づけると、このように公言をされております。これも非常に難しいとは思いますが、今のところ白紙の状態に来ております。いわば、自主財源のかなめであるこういった特別な自主財源が得られないということは、非常に岬町にとっては今後厳しい状況が続くんであろう。

町長は8年もつとおっしゃいましたけれども、私の手元の資料ではそうでないですよ。私の手元の資料では、財政収支見通し、超過課税を対象にした場合を考えると、平成22年度は23億1,600万円、23年度は22億9,300万円、この中に超過課税の2億6,000万円が入っているわけですね。そのことを考えた場合、明らかに超過課税は外せないとこのように明言しても、町長、おかしくないんじゃないですか。それをあいまいな答弁を繰り返さないでいただきたいということだけは、厳しく私は指摘をしておきます。

以上のことから、今回の4年間を検証しますと、土採り跡地の整備計画も、これは時の事情でありますけれども、非常に前へ進んでおらないと。そして、町税の落ち込みによって住民にそういった過大な負担をかけてきた。そして、公共料金の値上げ等もやってきた。そういう中で、残念ながら新たな自主財源が確保されていない。このことを考えると、この4年間は本当に住民に対して過大な負担をかけただけに終わったんじゃないかなとこのように思います。

そして、財政の悪化と、先ほども申します行政サービスの低下が目立った20年度の決算であり、4年間の私は検証であったとこのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。答弁は結構です。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 時間がございますので、私のほうから、まず訂正だけというか、議員の認識の違いだけ、まずご指摘したいと思います。

まず、21年度で基金を取り崩しての予算を組む。これは、予算上、架空計上で歳入をとれませんので、ですから最終、振興補助金等々、府からの部分も入ってきます。これは年度の最終段階になってこないと金額が確定しない。したがって、その辺の歳入を見込めないの、予算編成上は基金を取り崩しての予算編成をする。これは行政の手法でございますので、その辺はまずご

理解いただきたいなと思っております。

それから、4年間の検証でございますけれども、私が行財政改革をした中で、単年度で申しますと、17年度では3億7,200万円少し、18年度は6億5,600万円、19年度は7億7,500万円、20年度は8億円を超える行財政改革での効果額を出しているという部分では、この行財政改革、私が4年間担当しなければ、今こういった事情にはなっていないということだけお答えさせていただきます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

多奈川西川の整備と堤防の嵩上げについて質問します。

東川、西川の下流域は、昭和27年7月の豪雨により大きな浸水被害を受けた区域であり、地域の方々は、たび重なる大雨ごとに浸水不安に悩まされてまいりました。このため、大阪府による河川改修が進み、特に合流部までの地域では大変改善されてまいりました。

一方で、西川にかかる中橋から極楽橋の上流付近にかけての区間は、片側が岬加太港線で高く、これに比べ、対岸の住宅地は現在の堤防より低い位置にあります。そのため、大雨が降れば住宅地にあふれ出すおそれがあると住民の皆さんは心配しており、この緊急対策として、堤防のかさ上げを望んでおります。

近年、各地で甚大な被害をもたらしている豪雨は、いっどこで発生するかもしれません。先日も兵庫県佐用町の例にありますように、ここ近年の異常気象により、100年に一度と言われる集中豪雨が発生しており、佐用町を初め周辺地域に甚大なる被害が生じております。このようなことを思いますに、河川改修はしっかりやってもらいたいというのが地元住民の切なる思いであります。

大阪府が管理する二級河川であります。現在の進捗状況と今後の見通しについて、上下水道部長にお伺いいたします。

○谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 西川の堤防の嵩上げについて答弁させていただきます。

西川整備の経過につきましては、議員ご指摘のように、昭和27年7月の水害を契機に堤防及び護岸の復旧工事が始まり、以降、災害が発生するたびに改修が行われ、現在の護岸形状となっ

ております。近年では、平成3年から8年ごろにかけ局部的な河川改修が実施され、河口部においては伊勢湾台風級の大型台風の通過による高潮に対応できる防潮堤が完成しております。

議員ご指摘付近の河川の現状につきましては、1時間当たり50ミリの大雨が降った場合に発生する洪水に対処できる河道となっております。

大阪府の河川整備方針は、当面の整備として、泉州地域においてはおおむね10年に一度発生する規模の大雨、すなわち1時間に50ミリに対応できることとなっております。また、今後の長期的な整備といたしましては、100年に一度の対応。泉州規模ですと、すなわち1時間に80ミリの雨に対応できるように河川改修を進めるとなっております。

したがって、西川河川整備といたしましては、当該地域の今後の状況や他地域の状況を見きわめつつ、長期的計画の実行に向け取り組む予定であると聞き及んでおります。

以上です。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今回の回答によりますと、今回、問題視している付近は50ミリ対応の対策が済んでいる場所となっているとのことですが、それ以上になると当然あふれることとなります。住民の皆さんは、あふれ出るのが住宅地に限定されるので問題視しているわけです。この緊急対策として、堤防の嵩上げは切なる願いでございます。

それと、河川内に草木が茂り、土砂もかなり堆積しているように思います。大阪府も財政難であると聞いていますが、府民が安心して生活ができる雨水対策を優先すべきだと思います。浚渫等の工事予定、時期についても聞いていますか。この点についてお願いします。

○谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 維持管理につきましては、河床に雑草や樹木が生い茂り、地域住民からの苦情や浚渫の要望に対して、放置しますと河積阻害となる、樹木や暖竹などの撤去を大阪府としては順次行っているとのこと。

したがって、ご指摘の区間については土砂の堆積が多く、また雑草がほとんどで樹木が少ないということから、大阪府が管理する他の河川と比較しましても優先順位が低くなっているとのことでした。当面の対応といたしましては、優先順位を見つつ、老朽化した護岸の計画的補修や流れの阻害となる樹木の撤去など、維持補修的な対応を行うと聞き及んでおります。

以上でございます。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今回の予定では、浚渫や伐採について時期が明確でないということになります。住

民の皆さんは不安がっているわけですから、これでは納得できないと思います。大阪府が主体となって具体的な改修計画を策定し、その内容をもって住民説明会を開くよう、町から大阪府に申し入れいただきたい。この件について、石田町長、答弁をよろしくお願いいたします。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 ご答弁させていただきます。

まず、先ほど上下水道部長のほうからご答弁させていただいたように、大阪府内、たくさんのお大阪府管轄の河川があるという中で、この西川水系の優先順位というところの問題があろうかと思うんですけども、まず、しかし私、就任して考えますのは、私の向かいも大川ございますし、そしてまた淡輪の番川もございます。そしてまた東川も当然ございますし、この中の管理を今までとにかくこのエリアは大阪府、上流は町だという形で、ずっとそのエリアの部分で我々は府に要望だけとかいう形で進んできたんですけども、でも住民の皆さんからすれば府であれ町であれ、とにかく行政が何とかしろという部分では全く同じで、それは私、非常に反省したところ。幾ら府に要望しているだけでも、我々は府に要望しただけですよという形でお答えを返したところで、何の解決もできなかったというのを実感しております。

その中で、番川におきましては、番川を守る会という形で住民の皆様が立ち上がっていただいて、河川の雑草あるいは樹木、暖竹まで伐採するという形の運動が起こってきております。これにつきましては、普通であれば雑草の草刈りはしないという大阪府さんも、今いろいろあそこという形で協力、普通はごみ袋だとか、かまだとかの提供だけなんですけれども、実際、職員さんもボランティアで参加していただいていると。また、我々町の職員も本来、大阪府の管轄する河川でございますけれども、町の職員もボランティアでももちろん出ている。そして住民の皆さんも一緒になってという形で、本当に地域ぐるみで河川を守っていくという動きがまずなされてきています。

そしてまた、深日地区でも大川水系が一同されたということで、これは別に多奈川地区の皆様にも東川、西川ある中で、我々が押しつけることは到底ございませんけれども、もちろん大阪府さんのほうにも要望はさせていただきますけれども、まず我々一緒になって、ただただ府に要望していたら終わりではなく、住民の皆様と、我々ももちろん汗をかきますので、この地元のふるさとの川を守っていく。そして災害に強い地域づくりという形、これもあわせてお願いしたいなと思っております。

大阪府の要望に関しましては、担当部局のほうからきっちりとさせていただくと思います。

以上でございます。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ちょっと私の記憶ですけど、2年ほど前か3年前に住民でやろうやないかと言ったことを私ちょっと記憶にあるんですけど、やりますかと言ったとき、あのときちょっと府との関係で、やめとこうかと言ったようなちょっと記憶もあります。

それですから、住民と話し合いしていただけるかどうかわかりませんが、これも住民に話して住民でやっていただければ一番いいと思うんですが、もう1点のこの草木もあるんですけど、先ほども言いましたけど堤防の高さがね、岬加太港線と住宅地が大体1メートルぐらい住宅のほうが低いので、これを地元の皆様が心配しているので、できたらここを府に申し入れしてもうて、一度説明していただきたいということでございます。

それで、要望していただくということはもう聞きましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○谷本 貢議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時より再開いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

この間の地震や集中豪雨などにより被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

岬町でも、緊急の事態に備えて万全を期すよう求めておきたいと思います。

さて、8月30日に投開票された衆議院選挙では、政権を担ってきた自民党、公明党が議席を激減させ、自公政権が退場するという結果になりました。国民の暮らしと平和を壊してきた自民党政治への厳しい審判が下され、日本の政治の前向きな一歩として大いに歓迎するものであります。

選挙戦の中では、各党が幼稚園や高等学校の無償化や大学の給付制の奨学金の拡充を初めとし

た子育て世帯への経済的支援や生活保護の母子加算復活、後期高齢者医療制度の廃止、障害者への応益負担の撤廃など、国民の利益にかなう政策を打ち出しました。各党が党派を超えて手を携え、国民の暮らしを守る施策を実現できる条件が広がっています。今後、新しい政治への国民の模索が一層本格化することとなるでしょう。その中で、日本共産党の一議員として、国民が主人公の新しい政治実現のために、住民の皆さんと力を合わせて引き続いて奮闘する決意であります。

地方自治体では、新型インフルエンザや防災の対策など、手を緩められない課題が目の前に迫っています。政権が変わることに伴って、さまざまな混乱もあることでしょう。しかしながら、その混乱が住民の暮らしと福祉を増進させるものであるならば、大いに力を尽くし、地方自治体としての役割を果たすように求めるものであります。

今回は大きく5点にわたって質問をいたします。

まず初めに、ごみ行政について質問をいたします。

6月議会で家庭ごみの有料化が決められましたが、住民の反発は強く、受け入れられるものではありません。そもそも、ごみの収集や処分は税金の範囲内で賄うべきもので、新たに住民に負担を求めるのは誤りであると考えます。

また、家庭ごみの有料化について、事前に住民の意見を聞く機会が極めて少なく、住民的な議論の場も設けず、住民合意を図る努力もしないままに決めてしまうという手法についても、住民無視も甚だしいと言わざるを得ません。低所得者への配慮もなく、乳幼児、高齢者など紙おむつのごみを出さなければならない家庭への対応も考えられておらず、家庭ごみの有料化に伴って本当にごみが減り続けるのか、甚だ疑問であります。

家庭ごみの有料化は白紙に戻して、一から住民とともにごみ問題を考え、解決していくべき問題であることを初めに申し上げて、具体的に質問をしたいと思えます。

まず第1点目に、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ量を減らすためにさまざまな提案がなされています。排出量を減らすために、1人1日10グラムのごみダイエットとして、マイバッグ運動、レジ袋対策の推進、リターナブル容器の利用促進、リサイクル市の開催などが掲げられていますが、これらのことに町は取り組んでこられたのでしょうか。まず、この点についてお答えをいただきたいと思えます。

○谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 お答えいたします。

家庭から出るごみの削減の問題につきましては喫緊の課題でございまして、特に循環型社会の

形成に向けて、いろいろな施策を取り組む必要がございます。そのうちの一番大きな効果が出るのは有料化であるということを6月議会にも説明させていただきまして、議決をいただいたところでございます。

その有料化以外にもいろいろな方法をとる必要があるのではないかと考えておりまして、ご質問のありましたとおり、マイバッグとかレジ袋の削減、それらのところについても引き続き、この有料化制度とあわせてやることによって相乗効果が出ると考えておりますので、そのような内容に基づきまして、この有料化制度とあわせて、有料化効果がより一層、相乗効果が出るような施策を引き続き検討して実施してまいりたいと考えているところでございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、相乗効果ということで、有料化以外の施策についても展開していくということでありましたけれども、有料化の前にどうしてそのような効果が得られるものに取り組みないのか。その点についてお答えをいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 ごみの減量化につきましては、いろいろな施策があるわけなんですけれども、今まで岬町としてとってまいりましたのは、やはり主体的な削減計画ではなく、主に家庭から出るごみを分別して行って資源化して行って、最終的に可燃ごみを減らす。そして、トータルとして岬町から出るごみの削減を目標としておりまして、具体的にはペットボトルの分別収集、空き缶、空き瓶、そしてまた古紙、古着等の分別関係を重点的に今までやってまいりました。

それとあわせて、途中で体制等の問題がありまして施策を中断しているわけなんですけれども、まず生ごみ処理機、特にコンポストの購入につきましても、補助制度、そしてまた子ども会とかPTAの方々が行っております集団回収、それに対する報奨制度。それらにつきましても中断しておりますけれども、それらを踏まえまして削減等を行ったわけなんですけれども、これらの問題につきましては、今回定めました基本計画の中にも再度復活をさせていただきたい。そしてあわせて、今行っておりません家庭ごみに含まれておりますプラスチックごみにつきましても分別して、そして最大の効果が出るといいます有料化をあわせて、最終的に今後のごみの削減を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私がお聞きしたのは、なぜ有料化の前に相乗効果が得られるであろうと先ほどおっしゃられたマイバッグ運動ですとかリサイクル市、リターナブル容器の利用の促進などを、なぜ先に行わないのか。できる努力をなぜ先にしないのかということをお聞きしたつもりであり

ますけれども、そのことへの明確な回答はなかったように感じているところであります。

住民の皆さんは、家庭ごみの有料化に賛成できない理由というのはさまざまだと思うんですけれども、町がごみを減らすために努力を十分しないうちに、ごみを減らすために有料化するということに対して納得がいかないという思いがあるのも賛成できない理由の一つであります。

実際にごみを減らす努力をしておられる方もおられます。そんな方にとっては、なおさらごみの有料化、特に、1枚目から一律に有料のゴミ袋を買わせるということへの怒りと反発は強いと感じます。家庭ごみの有料化について、さらに決定する手法についても先ほど申し上げたとおりであります。住民の皆さんは大変怒っておられます。

岬町廃棄物減量等推進審議会からも、有料化の制度の導入に当たっては住民の理解を得ることが重要であると答申を得ているとおおり、住民の理解なしには、ごみの減量化の実現は困難であると考えられるものであります。有料化を先に決めてしまってから住民に説明をするのではなく、なぜ決める前に住民に説明し、協力を求めないのか。その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 まず、先ほどの有料化の前にいろんな削減対策をとらなかったということについて、補足の説明をさせていただきたいと思います。

いろいろ基本計画の中にもありますとおおり、マイバッグとかレジ袋のお断りとか、いろんな形でさまざまな対策はあるわけなんですけど、なかなかそれが具体的に、そしたらこれをやったことによつてどのぐらいの効果があるのかということが目に見えないという問題もありまして、具体的に施策として推進するにはもう少し検討が必要であろうということで、有料化の前に町を挙げての取り組みを行わなかったということに対しては、ご理解願いたいと思っているところでございます。

それと、有料化の導入に当たりましては、効果等については事前に説明いたしておりますけれども、まずこの有料化の基本的な考え方、これについてはもう平成18年度に議会の行革委員会を中心にございましたけれども、そちらのほうで有料化の制度の概要から始まって、効果、いろんな問題についてご説明申し上げたところでございます。

しかし、なかなかいろんな諸般の事情等ございまして、なかなか実施するに至らずに今日に至ったわけなんですけれども、そして今回、再度立ち上げに当たりましては、岬町廃棄物減量等推進審議会というごみの減量化とか適正化を審議していただく審議会でございますけれども、その審議会のほうに改めまして基本的な考え方を諮問させていただきまして、そしてその中で十分審

議していただきました。

また、審議会の中にも、審議会だけで審議するのではなく、やはり基本的な考え方の素案という中間的な案の段階で、再度、一度住民の皆さんのお声を聞く必要があるのではないかということでパブリックコメントも実施したと。それらを総合的に踏まえて答申をいただきまして、その答申の内容に沿った形で今回6月の議会に提案させていただいたものでございますので、住民の皆さん方の声については、直接的には聞く機会というのは今までなかったわけなんですけれども、パブリックコメントとか審議会等を通しまして皆さん方のご意見をお伺いした。そして、最終的に議会の皆さん方のご判断をいただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいた中で、先ほど私がお聞きした、なぜ有料化の前に努力をしなかったのかということについて一言補足説明といたしますか、一言ありましたけれども、効果が見えにくい、効果がわかりにくい、効果が目に見えないものについては施策として実行をしにくかったというような説明がなされたというふうに感じています。

しかしながら、有料化というのは一番住民の皆さんに負担を重くかけるものでありまして、その前にあらゆる努力をしてから有料化にするべきであるというふう考えるものであります。

確かに、町としても分別収集については、まだよその自治体に比べては不十分だとはいえ、再生できるものについては無料回収すると、資源化していくという努力はしているということも認識しておりますけれども、そのほかにも有料化の前にできる努力を尽くしてから有料化という話なら住民の理解も違うと思えますけれども、その点については、有料化以外にできる努力をし尽くしたかという点については、極めて不十分であるという考えであります。

それから、住民の皆さんへの説明のことですけれども、審議会やパブリックコメントで意見を聞いてきたというふうにおっしゃられましたが、パブリックコメントについては件数は1件であったというふうに聞き及んでおります。審議会の皆さんにもかなりの長時間をかけて議論をさせていただいたというふうに聞き及んでおりますけれども、全住民的に知らせる機会を、つくろうと思えばつくれたのではないかというふうに感じるころであります。その点についても、やはり住民の皆さんが押しつけというふうに感じられる要因の一つになっていると思えます。

そういったやり方では、住民の皆さんの理解と協力は難しいというふう考えるものであります。有料化という結論を押しつけることで、住民の皆さんの理解と協力を得ないといけないものをむしろ台なしにしてしまうものではないかというふう懸念するものであります。この手法に

については、住民の皆さんに信頼を寄せない行政として許されない態度ではないかというふうに感じているところであります。有料化に至る経緯も決め方も住民の理解、協力が得られるものではないと考えるものでありまして、改めて白紙に戻すべきであるということを主張するものであります。

答弁がありましたら、お答えいただきたいと思えます。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 お答えいたします。

有料化制度の内容につきましては、何回もご説明申し上げるところなんですけれども、やはり一番の問題といたしましては、循環型社会の形成には不可欠な施策で、そのために実施するものであるということをご理解願いたいと思ひまして、具体的な効果といたしましては、ごみ排出の抑制、リサイクルの推進、また住民負担の公平性の確保などを具体的な目標にしたところでございます。

特に、ごみ排出量の抑制、すなわちごみ削減の効果につきましては、さきに導入いたしております近隣自治体等、多くの自治体におきまして、その効果については明らかになったところでございまして、また国が定めております家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量の削減目標、平成12年度を基準として20%の削減を国として求めているわけなんですけれども、それにつきましても、現在、岬町のほうではまだ達成できておりません。そういうこともありまして、早くその20%削減を達成したいと。そのためにも、家庭系の可燃ごみの有料化というのは必要と考えておりますので、この内容につきましては、現在、来年4月に向けての実施に準備作業を進めておりますので、計画どおり実施してまいりたいと考えているところでございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、白井部長のほうから循環型社会の形成という言葉が出てきました。これは本当に大事な問題でして、このことについて住民の皆さんがより理解を深め、協力してごみの減量化を達成していくということが一番求められることだと考えるものであります。それには強制や押しつけではなく、住民の皆さんみずからがごみを減らすということのみずからの目標にできるように町からの適切な働きかけや啓発が必要なのではないかと。そういった立場からも、押しつけ的では、とても協力が得られない、継続するものではないというふうに不安を感じるものであります。

それから、白井部長がごみの有料化が一番効果があるというふうにおっしゃられましたけれども、確かに他の自治体でも、ごみの有料化で効果は上がっておりますが、多く見られるのは、数

年で底を打ってリバウンドの傾向があると。これは委員会の中でもこれまで何回も申し上げてきたことではありますが、一たん早く目標を達成したとしても、リバウンドしてきては意味がないわけで、ごみの減量化が継続されるということが大事な問題でありますから、その点においても白紙に戻すべきであると。もう一度、一から住民の皆さんとともに考え合うという立場をとられるべきではないかというふうに主張するものであります。

それからもう1点、不燃ごみについてお聞きしておきたいと思います。

以前もお聞きしましたが、現在、有料化されている不燃ごみを無料回収に戻してほしいという声が相変わらず後を絶ちません。割れた食器や蛍光灯、乾電池などの不燃ごみがごみステーションに置き去りにされている場面も多々見かけております。現在、その回収はどのように行われておられますか。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 先ほどの質問のところの回答に対して、補足のまた説明を事前にさせていただきまして、また本来の質問の回答をさせていただきたいと思います。

まず、有料化によりまして、住民の皆さん方の理解と協力がなければできない。それは私ども当然考えている問題でございますので、これから今、各戸配布用のPRパンフレットもつくっておりますし、また住民説明会の開催も予定しておりますので、その中で詳しくこのいろいろな内容につきまして、そしてまたあわせて実施いたしますプラスチックごみの分別の方法、これによりまして、家庭から排出されるごみの約4割程度が削減されることになりまして、有料化の経済負担についても軽減が図られるのではないかとということでございますので、それらの内容につきまして詳しく説明申し上げまして、そして皆さん方のご協力を得たいと、そして実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ご質問いただきました不燃ごみ、粗大ごみもそうなんですけど、これにつきましては平成20年度から実施しております。これは、粗大ごみ等につきましては、やはり何回も実施することによって使っていただきたい。そしてまた、リサイクルができるものでございますので、できる限り排出を抑制したいという、そういう動機づけのことをメインのテーマといたしまして、昨年の4月からシール制によりまして有料化によりました収集を行っております。

具体的な流れといたしましては、排出されるご家庭から収集を担当いたします受付センターのほうに連絡をいただきますと、収集の予約をする。そしてまたあわせて、その大きさによりましてシールを張って、そして出していただく。そして、お約束の日に収集すると、そのような収集体制で現在行っております。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の回答でありますと、ちょっと言いたいことはいろいろあるんですけど、時間がないので、また別の機会を設けられたらと思いますが、街角に放置されている不燃ごみはどんなふう回収しているんでしょうかというふうにお聞きしたつもりなんですけれど、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 今回の不燃ごみの有料化によりまして、街角とかによる不法投棄がふえるのではないかと懸念もございました。確かに一部、見受けられるところもあるわけなんですけれども、その対応につきましては、地域の自治区長さんとか、ごみ問題に関心のあられる方がたくさんおられまして、そういう方々から通知をいただき、そして私らのほうで回収する。また、あと定期的に収集の委託業者のほうにも回っていただきまして、そして回収をしているとそのような状況でございます。これらにつきましては、引き続き、その内容を今後も充実してまいりたいと考えているところでございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 住民の皆さんから、有料化することで岬の自然が汚されるのではとか、不法投棄されたごみを町の責任でいずれ回収するなら、またその費用が膨らんで財政を圧迫するのではといったような不安の声も引き続いて寄せられています。

今お答えいただいたように、定期的にまた委託業者に収集をお願いするなど対策をとっておられるようですが、小さい不燃ごみ、蛍光灯や乾電池、フライパンなどそういったものについては、以前のように定期的に無料で回収に来てほしいという声が非常に根強くあります。

これについては、何らかの形で無料回収を復活させるということを確認しているものであります。その手法についていろいろお聞きしたいところなんですけれども、ほかに質問したいことがありますので、この場では、この問題についてはこのあたりにおいて、そういった声を寄せられる方、皆さん共通しているのは、拠点回収というような形ではなく、以前のように自分がふだん家庭ごみ等を出しているところに定期的に回収に来てほしいという形の要望が、私のところに寄せられるのはすべてであります。

一つ場所を決めて拠点回収ということになりますと、そこへ持っていけない方も出てきますし、時間帯が限られるなどの制約が設けられると、それに応じてまた出せない方も出てくる。そのごみが一体どこへ行くのかという懸念も感じるところでありますので、住民の皆さんが求めている以前と同じような形で、回数は少なかったとしても、ふだんごみを出す場所と同じところにとり

にきてほしい、無料回収してほしいという要望に真正面からおこたえになられるように求めておきたいと思います。

ごみの問題については、以上で終わります。

二つ目に、多目的公園についてお聞きしたいと思います。

今現在、多目的公園の企業誘致については非常に厳しい状況となっており、テーマの見直しが検討されていますが、産業廃棄物処理業者など、住民が受け入れられない企業からの進出希望があると聞き及んでおります。近隣住民の皆さんからも企業誘致についての不安の声を聞いています。

企業誘致については、テーマを変えらるるならば、その場しのぎの安易な発想ではなく、多目的公園全体のコンセプトや岬町の今後のまちづくりも踏まえた上で、全住民的な検討と合意の形成が必要だと考えるものであります。岬町では、今、総合計画の見直しの時期にも差しかかっており、その総合計画も踏まえた上で十分に検討すべきだというふうに考えるものであります。

この場で限定して確認したい問題を一つだけお答えいただきたいと思います。

今申し上げた産業廃棄物や廃タイヤの油化施設など、公害が懸念される企業との接触を町が行ってきたというふうに聞いておりますが、企業誘致については進出候補事業者がまだ1社残っており、テーマの見直しについても検討途中という段階において、農と食以外の企業から進出の依頼があったとしても、町が接触を持つというのは避けるべきだったと考えるものであります。

しかも、住民に不安を与えるような企業との接触は、今後一切持つべきではありません。この場において、今後このような行動は行わないということを確認させていただきたいと思います。

ご答弁願います。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 お答えさせていただきます。

今、中原議員がおっしゃられているその産業廃棄物、それから廃タイヤの油化の事業者と、いろいろな方がいろいろな方々を経由して、当然、企業誘致の要望に来るのは、これはやむを得ないと。うちの企業誘致の用地を確保して、今のコンセプトは農と食で募集しておりますが、それがうまくいっていないというのも周知の事実でございますし、継続的には、一部では農と食の製造業の部分については募集している状態のままでございますので、空き地があつて企業誘致をしているということでございますと、いろいろな業者が当然そこに進出できないかというふうにアポをとっておいでになるのは、これは会わないわけにはいかないわけですし、会って内容をお聞きして、今は貴社については現状の募集要項には合っていないというふうにご説明させていただく

というのは、これは普通の行政としての行動でありますので、これを会うなどというのはちょっと無理だというふうに思います。

以上でございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が申し上げているのは、会うなど言っているわけではありません。当然、今おっしゃられたとおり要望に来るのはやむを得ない。それは企業活動ですので、それは自由であります。要望に来るなど言っているのではなくて、要望に来られた後の話でありまして、特段の接触を持つべきではないということを申し上げているわけです。

私が聞き及んでいますのは、わざわざその会社の事業所でしょうか、事務所でしょうか、あるところまで出向いて行って話を聞いたということをお聞きしているわけで、それは要望に来たと、話を聞いたというものとどまらない接触に当たるのではないかと。このことが住民の皆さんの耳に入って、不安を与えているということもありますので、そういった意味で、会うなど言っているのではなくて、今現在テーマが検討中だというような段階において、熟慮しなければいけない段階において、拙速な行動はとらないようにということを申し上げているわけです。ご理解をいただきましたでしょうか。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 お答えさせていただきます。

細かい内容については、この場では控えさせていただきますが、それも説明内容の一環として企業の事務所等に出向いたこともございます。それは、いろいろな状況の中でそういう状況が発生しておりますが、基本的には事業者に対しては、現在の状況ではおたくは進出できないというのははっきり申しておりますので、それだけは申し添えたいと思います。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この件については、また今後もよく気をつけて、注視していきたいと思います。

多目的公園については時間の関係上、このあたりにこの場ではとどめておきたいと思いますが、長く住民に親しまれる施設となるように、多方面からの意見も聞き、また、まちづくり等の専門家も交えて広く住民の皆さんの意見を聞き、岬町全体として、住民の皆さんを交えて多目的公園のあり方や運営について知恵を絞るような取り組みを通じて、十分な研究と検討を重ねて計画を決定していくことを強く求めておきたいと思います。また、決定に当たっては住民の合意を前提とされるように求めておきたいと思います。多目的公園については以上です。

介護認定についてお聞きしたいと思います。

この4月から新たに介護認定のシステムが変更され、従来よりも軽度な判定が出る傾向が強くなり、介護難民が一層広がることを3月議会で質問をし、指摘してきたところであります。全国で新しいシステムへの批判が相次ぎ、国会でも介護認定のシステムの変更のねらいが経費削減であったことが明らかになり、運用面で一定の経過措置がとられることとなりました。

しかしながら、経過措置が適用されるのは以前からの認定者のみで、新たな認定者については新しいシステムが適用されるため、介護が必要な人が介護サービスを受けられないという事態が生まれ始めています。岬町でのこの4月からの新規の認定者の実態はどのようになっているのか、回答を求めます。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

介護保険は、ことしの4月から認定方式が変更されましたが、その一方で、これまで受けていたサービスが受けられなくなるといった不安の声が寄せられ、厚生労働省は、これまで認定を受けていた方の要介護度が下がることにより、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなることを避けるために、新認定結果にかかわらず、従前の介護度を選択できる経過措置を現在設けております。

本町では、4月1日以降の更新申請者すべてに経過措置の調書を取り、利用者、家族の意向を確認してまいりました。

岬町の4月からの更新の認定者の状況ですけれども、岬町の新基準で4月と5月の2カ月間のデータをとりました。この結果、更新者につきましては、件数153件のうち55件の方が介護度が下がっているというような状況です。データで申しますと、下がっている方が55件、35.9%、介護度が前回と同じであるというのが78件、51%、介護度が上がったという方が20件、13.1%ということになりました。

なお、先ほどの経過措置が適用されますので、従前の介護度と同じことを希望があればとることができるということで、本町においては、このことについての混乱は現在起こっておりません。

新規の申込者につきましては、この比較のしようがありませんので、現在今の認定、新しくなりました4月からの認定方式で現在調査をやって認定を受けているところでもあります。

以上です。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、示された数値でいきますと、介護度が下がった、軽度に判定されたという方が55件、35.9%あったということでありましたが、1件1件についてはよく実態を見ない

とわからない部分もありますけれども、恐らく、その中の大多数の方が新しい認定基準によって下げられたというものであるかと推察するものであります。

今現在は経過措置が適用されているので、従前の要介護度が継続できるということではありますが、今後については経過措置期間中でありますので、今、政府のほうでこの経過措置期間中のデータを集めているところだと。その結果によって、またどのような影響を受けることになるのかということについては、非常に不安を持っているものであります。

新認定者については比較しようがないということでありましたけれども、私の耳に入ってきているものとしては、その人の状態であれば、これぐらいの介護度が出るであろうというものが非常に軽く出たと。当事者についても不服に感じているというような例があったというふうに聞き及んでおりますけれども、そういった具体例はありますでしょうか。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 お答えします。

そのような苦情の声は、こちらの窓口のほうには聞こえてきておりません。

なお、データ上の整理として先ほどのデータに追加しておきますけれども、先ほど、前回の認定に比べて介護度が下がったという方が35.9%おられるというふうに言いましたけれども、前年度はどのぐらいのパーセンテージの方が下がっておられるかという、17.9%、逆に上がった方が9.5%というような状況でありまして、確かに今回の認定方法の修正によって、下がった方がほぼ倍のパーセンテージになっているということは、データとしてはっきりわかっているということだと思います。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 詳しいデータもお示しいただきまして、ここは芦田部長に一言お礼を申し上げておきましょうか。ありがとうございます。

今、如実に示されたとおりで、介護度が下がった方が倍化していると。こうなることは4月が始まる前から指摘してきたところでありますけれども、このことが本当に現実に介護が必要な方の生活に持ち込まれた場合、当人もそうですし、ご家族の皆さんにどのような影響を与えるかということ考えた場合に、国に対して、こういった誤りを正すことを強く求めていくという姿勢が町に対して必要なことであろうというふうに考えるものであります。

また、国の措置がどのようになった場合でも、町独自の施策で臨時的にでも救済することを含めて、今後検討をしておく必要があるのではないかとということも申し添えておきたいと思っております。

それからもう1点、運用面でお聞きしたいことがあります。

更新の場合、以前の介護度を継続することができるという措置がとられているということですが、新しい基準によって判定された介護度も同時に本人に知らせるべきではないかというふうに感じているものでありますが、そのことについて町のお考えをお聞かせください。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 答えいたします。

基本的には、介護認定のシステムから言うならば、それまでの経過がどういう状態であれ、最終的に認定審査会で決まった介護度がその人にとっての介護度であって、その過程でどういうふうに動いたかということについて一つ一つ報告をするということは、余り好ましいことではないというふうに考えております。

例えば、現在でも第1次判定というものがございまして、第1次判定に基づいて審査会で第2次判定をやって、その第2次判定に基づいた審査会の決定を最終決定として本人に通知しておりますので、1次判定がどうだった、2次判定がどうだったということは、一々個人については通知しておりません。

ただ、今回の場合については介護の認定の調査の方法そのものが変わったということで、介護度が変わる可能性の人ももちろんおられる。変わった人についても前の介護度でいけますということで、前の介護度がその人の介護度という形で通知をされるわけです。そしたら、調査をした結果の介護度というのはわからないというような状況になります。

このことについては、本人について通知するということのメリットはもちろんあるわけなんですけれども、ただ、この介護度と新しい基準で認定したやつと、それから従前の介護度はこうでしたというような文書を通知すると、高齢者の方はこれは何やと、二つあるじゃないかというような形で混乱を生じるおそれがあるということで、統一した報告というのは町としてはやっておりません。

これは、2市1町の共同の審査会を設けておりますので、阪南にしても泉南にしても、そういうような個人の通知はしていないということでもあります。

それから、それでは個人の方が従前と変わらない介護度で通知を受けておったけれども、自分は新しい認定調査の方法ではどの程度の介護度であったのかということについては、その方が来られた場合については、問い合わせに応じて答えをお教えしているという状況であります。

なお、この経過措置は9月の30日で一応終わらしまして、10月1日から、4月1日に新しく認定調査の方法を変えたんですけれども、さらにそれを一部修正をした調査方法でやるということになっております。ですから、この経過措置は10月1日からは適用できないということにな

っております。

以上です。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいた中で、混乱するということはよく理解できると考えております。

しかしながら、認定の調査のときに提供するの本人からの話であったり、本人が座れるかどうか、足の状態がどうか、手の状態がどうかといった本人自身の情報を提供しているわけで、また、介護者、家族などの状況を提供しているということで、混乱するということも一方で理解はできますけれども、その結果についてはだれのものであるのかということ考えた場合に、あくまでも本人のものであり、介護者のものであるという立場に立つならば、きちんと本人に通知するべきであると。特段に配慮が必要なケースがある場合は家族に公開をするという格好で、原則的に公開をしていくという立場に立つべきであるというふうに考えるものであります。

そのことが介護保険の制度そのものへの理解や介護サービスへの主体的な利用につながるものではないかというふうに考えるものでありますので、今後、他の自治体の状況等も研究もしていただき、積極的に検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。介護保険については以上です。

赤バスの運行について質問したいと思います。

コミュニティバス、赤バスは、現在、低廉な価格で住民の足として役に立っているサービスで、これまでも運行に当たっての見直しがなされ、運営上、一定の要望にもこたえてこられたと認識しております。

しかしながら、現在の運行ルートでは、せっかくの赤バスが利用しづらいとの声が住民から寄せられています。具体的には以下の四つの点です。

一つ目は、望海坂地区からピアツツァ5まで行くのに、朝10時までにピアツツァ5に着ける便をつくってほしい。これについては、望海坂地区は人口がどんどんふえており、全町的な行事が行われる機会のあるピアツツァ5に朝10時には着けるようにしてほしいという要望内容であります。

2点目は、孝子地区からの午前中の便をつくってほしいというものであります。病院などに行くのに、午後からの便が少ないため利用ができないといった要望であります。

3点目は、みさき公園団地や青葉台から淡輪駅に直接行ける便をつくってほしいというものであります。淡輪駅前にスーパーが新しく営業を始めておりますので、そのスーパーを利用したい

という方からの要望であります。

4点目は、緑ヶ丘の町営住宅にバス停を設置してほしいというものであります。坂が大変で、高齢者も多く買い物などにも不便を感じているということで、また、あの地域には子育て支援センターがありますので、支援センターに行くのも車がないと、子供を連れて坂を上ったり、ベビーカーを押していくのはとても大変だということでありました。

以上の4点であります。住民の要望にこたえて、より住民の足として役に立つものにするために、また町内の住民の移動によってまちの活性化を図るといった観点からも改善を求めますが、いかがでしょうか。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 赤バスの運行の問題につきまして、回答させていただきます。

現在の赤バスの路線につきましては、淡輪から小島まで往復する基本路線を中心に、ご質問のありました孝子、西畑東畑、淡輪畑路線の3支線をもって運行しているところでございます。

運行ダイヤにつきましては、朝6時から8時ごろまでは通勤、通学の方々を対象にいたしまして、南海との連絡、そして現行の運行ダイヤにつきましては、南海がダイヤ改正を行いました平成19年1月に改正したものでございます。

また、支線のルートにつきましては、この赤バスが発足する前にピアツァ5利用者への無料送迎がございましたので、そのときの運行形態を引き継いで行っているのが実態でございます。

また、平成20年度の赤バスの利用者につきましては、24万1,500人、月2万人の利用という状況でございます。

しかし、利用者数につきましては、横ばい傾向から若干減少という状況でございまして、バス会社につきましては町は4,200万円の運行補助金を支出しております。しかし、近年の燃料費の高騰とか、先ほど言いました利用者の伸び悩みによりまして、苦しい経営状況にあるというところでございます。

このような状況におきまして、今回、見直しの4点をいただいているわけなんですけれども、それ以外にも、いろいろこのルートとかダイヤにつきましては要望をいただいております。こうした要望につきまして、安全にバス会社がその要望に沿った形で運行できるのか、そしてまた、そのバス会社が要望事項を実施した上での運行をした場合の新しい運営上の会社の収支、すなわち会社の財政状況の問題もございまして、また、町のほうにおきましても、厳しい財政状況の中、4,200万円という形の補助金を支出しておりますので、その削減に向けた見直しも必要ではないかと考えてございまして、これらを踏まえまして、今後、総合的な見直しを検討したいと考え

るところでございます。

そういう状況でございますので、個々の要望事項を踏まえまして、今後、バス会社、そしてまた安全運行については警察との協議も必要でございますので、泉南警察署等いろんな関係者と協議しながら、実施できるような形で検討できればいいなと考えるところでございます。ただ、なかなか厳しい状況でございますので、これらにつきまして総合的に判断したいと考えているところでございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 総合的な判断ということでありましたが、より活性化させていただきたいということで、この点についてはご要望という格好で、今後よく検討して前向きにお答えをいただけるようにと思います。

最後になりましたが、次世代育成支援行動計画について質問をいたします。

次世代育成支援行動計画は、前期5年間の最終年度を迎え、後期に向けて、さらなる充実を目指して今後の計画が検討される時期に差しかかっています。前期の5年間で計画に基づいたさまざまな分野で次世代を育成するための施策が展開、実施され、新たに子育て支援センターが設置されるなど、一定の努力もなされ、成果も上がっていると認識しております。

今、後期5年間に向けてのアンケートの集約が行われていると聞き及んでいますが、この5年間でさらに次世代を育成していくための課題を推進することが求められています。

次世代育成と一言と言っても、ゼロ歳から18歳の子どもを対象にし、さらに、その子どもの健全育成にかかわる保護者や保育、教育関係者、地域など、支援の対象は非常に広く、かつさまざまな施策を総合的に行わなければなりません。そういった意味では困難を伴う事業ではありますが、未来の社会を形成し、支える主体者を育てるという大変意義深い仕事であります。前期に引き続いて、後期の5年間で一層充実したものとなるよう努力することを求めるものであります。

この中での課題は非常に多岐にわたっておりまして、今申し上げたとおり総合的に行わなければ、なかなか成功できないというものではありますけれども、今回は時間の関係上、学童保育の対象学年の引き上げについてと子どもの居場所について、質問と要望を行っていきたいと思います。

学童保育の対象学年の引き上げについては、これまでも機会あるごとに要望してきましたので、繰り返しませんが、対象学年引き上げの課題を真剣に模索をしていただきたいと思います。

今年度から4年生になり、学童保育が利用できなくなった子どもの保護者から、平日は毎日ではなくていいので、学校が早く終わる日や保護者に何かあって帰宅が遅くなる日だけでも利用で

きるようにしてもらえないか、また、学童に行けなくなるので、夏休みは青少年センターの事業に参加させてもらおうと考えていたが、それもなくなってしまったので、大人の目の届かない時間帯が長く、とても心配だというような声が寄せられています。

そんな不安を抱える保護者から、一つの提案をいただきました。4年生以上の利用ができないというのなら、乳幼児の一時保育のような形で、4年生以上の子どもたちについては事前に登録をしておき、利用が必要なときだけでも利用できるようにしてもらえないかというものであります。

子育て支援センターでも一時保育事業は始まるようではありますが、学童保育でも同じような形態で受け入れができないものか、ご検討をいただきたいと思います。

続けて、もう1点お聞きしておきたいと思います。

子どもの居場所について質問をしたいと思います。

前期の次世代育成支援行動計画を改めて読み返してみましたが、支援の対象が小学校に就学するまでの乳幼児とその保護者に集中している傾向があり、青少年という多感な年代の子どもたちへの支援が極めて不十分であると感じているところでもあります。中学生に対しては、管理・統制的な視点からの一面的な教育や相談体制などの支援は読み取れるものの、高校生に至っては、対象の中に位置づけられているのかどうか疑うほどでありました。後期に向けては、名実ともに、対象者である子供18歳まで、すべてを視野に入れた計画を検討されたいと考えるものであります。

そこで、今、全国に広がりつつある子どもの居場所づくりについてお聞きしたいと思います。

小学生の居場所づくりや中高生の居場所づくりが全国に広がっています。岬町でも、行き場のない中高生がコンビニエンスストアの前でたむろしている姿も見受けられるところではありますが、青少年の自主性、主体性を大切にしたい居場所づくりに取り組んでいくべきではないかと考えるものであります。町の考えをお聞きしたいと思います。

以上2点、まとめてお答えを求めます。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 次世代育成支援行動計画についての質問にお答えいたします。

中原議員がおっしゃっておりますように、現在、後期行動計画を策定中といたしますか、まだ準備段階のところでもあります。今年度に入りまして、乳幼児から就学前までの子どもたちの保護者及び小学校1年生から3年生までの保護者、それから岬中学校の2年生の生徒さん、岬高校の2年生の生徒さんを対象にしてアンケート調査を行ってきました。その中では、生活習慣や地域で

の活動についての設問ということもふやしてきました。これらのアンケートの集計は済んでおりますけれども、これを分析しながら策定委員会というものを立ち上げようとしております。5年前も策定委員会を立ち上げてきたところですが、この策定委員会を10月に第1回目を開催しようということで現在準備中であります。

中原議員がおっしゃいましたように、確かに児童ということ言えば18歳までを対象とするということでありまして、なかなか高校生というところまでは現在の計画も十分な計画とはなっておりません。後期の計画においても、できるだけそこまでの一貫性を保てるような施策の体系というものを検討していきたいというふうに考えております。

それから、学童保育の問題につきましては、登録制という新たなご提案がありました。この件については、きょう初めてお聞きしたところですので、今後、学童保育のあり方、それから、学童保育という形での限定で4年生以上の子どもたちの居場所といえますか、要するに遊びの集団づくりとか、子どもたちの仲間づくりというものが学童保育という形での集中した形態だけでできるのかということについては一定の疑問がありますので、それにこだわらない形での政策の展開というものもあり得るのではないかと。登録制も一つのそういう意味での方向の一つかもしれないということで、検討してまいりたいというふうに考えております。

子どもの居場所づくりにつきましては、ちょっと教育委員会の管轄というふうに認識しておりますので、教育のほうでお答えいただきたいというふうに思います。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 教育部長、古谷です。

ただいまお答えもありましたように、現在、次世代育成支援行動計画につきましては、アンケートを集約して、その課題なりを集約しているところでございます。アンケートの対象者として、中学校の2年生、高校2年生も対象にして、議員ご質問の中にもありましたような居場所づくりというような課題が見えてくるのかどうか、この辺、まず課題の把握なりをしていきたいというふうに考えております。

それから、もちろん児童という定義では18歳未満ということになりますので、これは町長部局だけの施策では確かに十分でないところがございます。教育の施策と連携をとる形で、行動計画の策定に向けて努力を重ねていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと  
思います。

○谷本 貢議長 中原 晶君の時間が参りましたので、以上で時間切れでございます。

中原 晶君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

通告に従って、一問一答方式でさせていただきます。

最初に、子育て支援の乳幼児の髄膜炎予防接種助成制度の導入についてですが、幼児が死亡したり、脳障害や聴覚障害などの後遺症が残るとされている細菌性髄膜炎は、毎年約1,000人の子供が発症し、そのうち600人以上はヒブ菌が原因で発症、そのほとんどが生後3カ月ごろから4歳代の乳幼児と言われております。

発症の初期は風邪に似た症状を示すため、診断が極めて難しく、発熱後1日から2日で死亡する例もあるそうです。また、25%に知的障害や運動障害、難聴など後遺症が残り、5%が死亡するという、乳幼児にとって極めて重篤な感染症であります。

予防策としては、罹患前のヒブワクチンによる予防が有効であると言われております。このヒブワクチンは、現在100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種が行われているそうであります。これらの国々では、ヒブによる細菌性髄膜炎が減少しており、副作用も軽微で、安全性の高いことや医療費の抑制効果が報告されております。

また、ヒブワクチン接種の特徴は、ほかのワクチンと異なって、ゼロ歳から5歳にかけての乳幼児期という短い期間に限られているという点が特徴として挙げられ、免疫をつけるためには、標準的な回数として合計4回の接種が必要とされております。日本でも昨年12月から任意接種となり、ワクチンが発売されております。

しかし、このワクチンの接種につきましては任意接種とされておりますことから、全額自己負担となり、1回当たり約7,000円から1万円と大変高額な費用がかかります。この細菌性髄膜炎の予防のため、昨年12月に任意接種となったヒブワクチンの接種費用を助成する自治体がふえてきております。子育て支援はもちろんのこと、医療費の抑制もかんがみて、この予防接種助成制度についての当町の見解をお尋ねいたします。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 川端議員のヒブワクチンについてのご質問にお答えいたします。

まず最初に、予防接種制度についての概要を簡単にご説明申し上げます。

予防接種には、予防接種法に定められた定期接種というのものがあ、これは伝染のおそれがあり疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、市町村長が実施をするものです。

この法律に基づく予防接種は、疾病に対して免疫の効果をさせるために、その予防が有効で

あることが確認されているワクチンを人体に注射、または接種することと定めています。これには、発生の予防や蔓延予防が目的の一類の予防接種と、個人の発病及び重症化を予防して、あわせて蔓延を予防することが目的の二類の予防接種の二つがあります。

現在、この一類で実施している予防接種には、BCG、ポリオ、麻疹・風疹の混合、ジフテリア・破傷風・百日咳の3種混合、ジフテリア・破傷風の2種混合、それとこのたび再開をした日本脳炎の6種類がありまして、これらはすべて全額公費負担で実施をしております。

また、二類の予防接種につきましては、65歳以上を対象とする高齢者のインフルエンザがありますが、これも一部自己負担はありますけれども、助成をして実施をしているところであります。

これ以外の、例えば高齢者以外の一般の住民の方のインフルエンザのように、予防接種法に定められていない予防接種あるいは定期接種であっても対象年齢を過ぎてしまつて接種をする場合、これらは任意接種と呼んで、ほとんどが全額の自己負担という形になります。

川端議員がお尋ねの乳幼児の髄膜炎予防接種につきましては、現在のところ、この任意接種ということになっています。髄膜炎の症状につきましては、川端議員がおっしゃられたとおりであります。ただ、罹患率につきましては、5歳児までの子供2,000人に対して1人が発病するであろうというその程度の確率でありますけれども、川端議員おっしゃられたように、致死率が5%というような非常に高いパーセンテージを示しておりますし、20%から25%の方については後遺症が残るといふ実績が報告をされているところです。

このワクチンというものにつきましては、髄膜炎についてはおおむね6割以上がヒブですね、B型インフルエンザ菌。これは、インフルエンザウイルスとは直接関係ないんですけれども、そういう呼び名のヒブと呼ばれる細菌が原因であるということがわかっておりまして、これによる感染症を予防するワクチンとしてヒブワクチンが開発をされて、既に世界100カ国以上で接種がなされているところです。

日本では、ようやく平成19年の1月に厚生省により製造販売が承認をされましたが、定期接種には定められておらず、希望者は任意接種として自己負担で接種をしているのが現状であります。全国的にも、昨年来から鹿児島、宮崎あるいは東京都内等で一部助成制度が立ち上げられたという話を聞いておりますが、大阪府下では現在のところ助成している団体はありません。

岬町の保健センターにおいては、最近、保護者からこのワクチンの問い合わせがあつたりして、取り扱っている小児科を紹介したりしていますけれども、医療機関のほうでも、予約はできてもワクチンが不足しており、接種には数カ月待ちの状態になるというふう聞いていますところであ

ります。

そこで、当町におきましては、この細菌性の髄膜炎の予防に一定の効果があるヒブワクチンの重要性、必要性は認識するものであり、今後、ワクチンの有効性の確認や十分な供給がなされているとは言えない、しかも任意接種の現段階においての公的な助成方法につきましては、先進自治体の取り組み等を研究しながら研究していくとともに、早急にこの予防接種が定期接種として予防接種法に位置づけられ、有効性の確認と十分なワクチンの供給がなされるように、国に対しては要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

国に対して、この定期接種を要求していきたいという前向きなあれなんですけれども、今もしも岬町で、例えばこの人たちに助成するとなってきたときには対象人数はどれぐらいになるんでしょうか。

また、保健センターのほうにも問い合わせがあると言われていましたけれども、まだまだ意識啓発ということもできてないかと思えますけれども、その辺、意識啓発、意識があってもまだワクチンも予約の段階とはいえ、普及促進を図るという点でもその辺をどのようにやっていこうと思っているのか、ちょっとお尋ねします。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 お答えします。

対象人数ですけれども、一応5歳未満、就学前までの方ですね。これらの子供たちが全部対象になるというふうに聞いております。

ただ、これも5歳を超えると、自分の体の中に自然に抵抗体が出て、それから超えた場合にはほとんど発症するおそれはないということです。

それと、このワクチンが一番きくといいますか、逆に言うと、発症しやすい年齢というのがゼロ歳児のおおむね9カ月ぐらいの子供が発症する率が非常に高いということです。今このワクチンの注射を打つ場合については、ゼロ歳児の2カ月ぐらいから4回打つというふうになっておりますし、これが1歳児の方が全然ゼロ歳児のときに打ってなくて1歳児の方に打つとなると、2回ぐらいでいいと。それから、3歳児を超えた場合はもう1回でいいという形の注射の回数になります。

ですから、年齢的には一応就学前の5歳児までの年齢が全部対象になるのではないかと。ただ、

その年齢によって接種の回数が違うということで、ちなみに、これは1回接種するごとに7,000円から8,000円の費用がかかるというふうに聞いております。

以上です。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 人数ね、もしも岬町の場合でしたら、本当に少子化やし、また人数が少ないと思うんです。それで、もしもこの方たちに、半分といかなくても、たとえ3分の1でも助成するようになってきたときには、一体どれぐらいの予算がかかるのかなということちょつきちっとお聞きしたいということと、あと先ほどもう一つ意識啓発についてのお答えもいただけないので、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 費用面につきましては、現在、今まだ試算はしておりません。補助制度そのものをつくるかどうかということについての前に、どのようにするのかということを検討していく段階でありますので、具体的にその費用がどのぐらいかかるかというのは、これからの検討課題という形になるというふうに考えております。

おおむね、ざっといきますと、今、ゼロ歳児とか1歳児の方がおおむね100人ぐらいの新生児の方が生まれておられるということですので、仮にゼロ歳児の方全員にやるとしたら、1歳にまたがりますけど、4回注射をしなければならぬということで、400回分の注射の費用がかかるだろうと、ゼロ歳児だけで。それに8,000円を掛けていただければ総費用額が出ますし、その補助率はどのぐらいにするかということで、おおむね町の負担が出てくるかなというふうに考えております。

それから、これの啓蒙ということですけども、これを詳しく説明しちゃうと、かなり文章的に詳しく説明をしないと逆にお母さんたちに不安を与えてしまう。例えば、死亡率5%とかいうふうになっちゃうと、今の100人の新生児の方の5%の人が死亡するのかなというふうな誤解も生みかねませんので、そこら辺を配慮しながら、この髄膜炎という病気ですね、なかなかお医者さんでもそのときにきちっとこれを判断できないというふうに言われておりますので、しかも発熱とか嘔吐という症状なんです。つまり、一般に風邪だというふうに思われているようなそういう症状で、この髄膜炎が発症するというふうに言われておりますので、保護者につきましては母子手帳の配付時なり、そういう形でのこの髄膜炎の啓発について今後、担当のほうで前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

町長にお尋ねしたいんですけども、本当に岬町は子供さんも少ないし、しようと思ったらやりやすいと思うんですけども、町長、その辺どんなふうにお考えでしょうか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 答えをさせていただきます。

ちょうどけさの公明新聞ですかね、東京でのヒブワクチンの助成が始まったという記事、見せていただきまして、非常にすばらしい先進地であるなという気がいたしております。

先ほど担当部長のほうから説明がありましたように、年齢によって接種の回数が違いますし、あと我々一つ心配しているのが、確かに全世界で100カ国以上で承認されているものですが、ただやはり副作用がゼロでないという確認はなかなかとれない。そこで公費補助をした場合に、公費補助があったから受けたのという責任問題等々が出る危険性というのも、これはまだ我々行政として懸念はするんですけども、ただ子育て支援でしていく中では非常にいい制度になっていくと思っておりますので、ぜひとも総額はまず無理ですけども、本当の一部になるかもしれませんが、これは本当に前向きに検討していきたいと思っております。

ただ、私の任期、10月8日まででございますので、その後、非常にマニフェストにも入れていって、子育て支援には力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 よろしく申し上げます。

次に、放課後児童健全育成事業の年齢拡充についてなんですが、下校後、保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭教育の補充をして集団的及び個人的に生活指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童健全育成事業は、小学校1年生から3年生の児童を対象に実施されておりますが、年齢拡充を要望する切実な声があります。

核家族、少子化の影響もあり、特にひとり親家庭のお母さんから、3年生までは預かってもらえて助かるが、4年生になると、私が帰ってくるまで子供が一人で留守番していると思うと気が気でない。夏休みなど、特に長い休みはどうしたらいいのか悩むといった緊迫した相談が持ちかけられます。

こうした切実な要望にこたえるためにも、放課後児童健全育成事業の年齢拡充について検討できないものでしょうか、お尋ねいたします。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 お答えいたします。

まず、現在のいわゆる学童保育事業の実施状況についてですけれども、岬町では、平成13年度からこの事業を開始をいたしました。20年度からは、多奈川学童の人数が減ってまいりましたので、現在、深日学童と合同で実施をして、淡輪と深日の2カ所で今、実施をしている状況です。

今年度の利用状況につきましては、淡輪学童が定員60名に対して既に62名の利用登録があるという状況で、毎日40名から50名を超える児童でほぼ満杯状況ということであります。また、深日学童につきましては、定員30名に対して20名の利用登録がありまして、平均すれば18名前後の利用があります。特に夏休みはまたふえまして、24名程度の利用という形で増加をしております。

このように、現在の学童保育の施設の収容能力では、ご要望の利用年齢、学年を引き上げるといことは、収容能力の状況から非常に困難であるという状況であります。ただ、一方では、この6月に実施をしました次世代育成支援行動計画にかかわるニーズ調査におきまして、小学校4年生以降の放課後の過ごし方についての設問で、学童保育の利用希望が2割、それから放課後子ども教室が37%程度、それからクラブ活動あるいは習い事の希望が36%というパーセンテージが出ているところです。

今後は、このニーズ調査結果を踏まえながら、次世代育成支援行動計画後期計画の策定委員会で、学童保育を含めて、ただ学童保育だけではなくて、どのような子育て支援施策が可能であるのかということを検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 そしたら、私、高学年のいる家庭の保護者の意識調査をしてほしいと思ったんですけれども、もう既にされたということなんですね。今2割程度というふうに言われていましたけれども、今本当に多様性、いろんな形のご家庭があると思います。特に、それぞれを個別に対応していくといたら本当に厳しい面があり、一つ線を引かなければいけないと思うんですけれども、先ほどのヒブワクチンのところでも言いましたけれども、岬町は本当に小さな土地で、住民さんの顔が見えるそういったところですので、できるだけやっぱり皆さんが安心して暮らせるよう、そしてまた若い方たちがここを出ていなくてもいいように、その方たちのニーズにこたえてほしいなと思うんです。その辺で、きちっとまたそういうことも踏まえて、次世代育成支援行動計画の中に反映していただくことを要望しておきます。

次に、教育のスクール・ニューディール構想の推進についてお尋ねいたします。

政府の新経済対策で小・中・高等学校などに大規模な投資を行い、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図ることとされているスクール・ニューディール構想についてですが、この構想では、学校耐震化の早期推進、学校への太陽光発電の導入を初めとしたエコ改修、ICT環境の整備を一体的に推進することとされております。

災害時の避難所機能の強化にもつながる耐震化、また地球温暖化対策の一つとして、省エネ改修のため校庭の芝生の整備を推進するなどのエコ改修、また、わかりやすい授業を実現するためにICT機器、デジタルテレビ、電子黒板、パソコンを活用するなど、スクール・ニューディール構想には列記されておりますが、当町におきまして、このスクール・ニューディール構想を活用し、他の市町村におくれることなく、この際、学校環境向上推進に取り組むべきと思います。そのためにも、トータル的に学校環境整備基本方針となるようなものをしっかりと作成し、住民に提示すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねします。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 スクール・ニューディール構想についてお答えをいたします。

ご質問いただきましたように、政府が4月に取りまとめました経済危機対策の一環として、スクール・ニューディール構想が提唱されまして、その中身は、ご指摘のとおり耐震化の推進、また学校のエコ化の推進、ICT化の推進という内容でございました。

国の考えなりをいま一整理しますと、学校施設は、そこで学ぶ児童・生徒のみならず、住民にとっても最も身近な公共施設の一つであるということ踏まえて、このため、安全・安心で環境に優しい学校づくりを進め、そのために耐震化、エコ化、ICT化といった課題に取り組んでいくということが重要だということで、その構想が提唱されたというふうに伺っております。

この構想推進に必要な平成21年度補正予算につきましては、国庫補助金、全国レベルでございますが、約4,900億円、それと臨時交付金等が予算化されたということでございまして、これにつきまして当町といたしましても、スクール・ニューディール構想を踏まえまして、国の予算に盛り込まれました補助金と臨時交付金の活用を念頭にしまして、本定例会に提出させていただきます一般会計第2次補正予算に学校の耐震化の推進に係る経費と、それと学校のICT化の推進に係る経費を計上させていただいているところでございます。

なお、このスクール・ニューディール構想につきましては、本年度、国から提唱されたわけですが、現在のところ、緊急的な措置ということで教育委員会としては予算化に向けて取り組んできたところでございます。今後の教育委員会の審議も踏まえて、さらなる耐震化の推進、

また学校のICT化の推進、優先順位を定めていく必要があるかなというふうに考えておりますので、教育委員会でもご審議を願って、スクール・ニューディール構想に対応できる岬町教育委員会としての方針を定めていく必要があるなとそういう考えでおります。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今お答えいただきまして、また補正予算で、あすまた付託されて審議もあると思いますけれども、この耐震化のことなんですけれども、よく今、学校だけでなく住民さんのいざという災害時の避難所としても活用されるということで、また特に子供さんを学校に行かせている保護者の方からは、岬町の学校の耐震化は大丈夫ですかと聞かれるんですけれども、今回のスクール・ニューディール構想の推進を活用して耐震化というのはされると言われていまして、これでもって、それこそ住民さんに今度聞かれたときには、もう大丈夫ですよと胸を張って答えていいんでしょうか。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 ご指摘のとおりでございます。学校施設は児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすということから、その安全性の確保は極めて重要だと考えているところでございます。

この耐震化につきましては、本年度の当初予算に計上させていただいております実施設計経費に加えまして、今般、補正予算で多奈川小学校体育館の耐震補強工事及び各小学校の普通教室の耐震補強工事並びに工事管理の業務委託に係る経費を補正するべく、提案をさせていただいてるところでございます。これによりまして、大規模な地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いあるいは危険性があるという建物の補強につきましては、大きく前進するものというふうに考えております。

これによって、胸を張ってそしたら安全であると言い切れるかというところにつきましては、まだ若干不安もございます。運用面で、耐震化ができたところでふだん授業をやっていくというそういう運用はできますけれども、ただ、残ったまだ耐震に係る2次診断が済んでいない建物も実際ございます。これにつきましては、今後計画的に、まず精度の高い耐震診断を実施して、2次診断を実施しまして、その後、補強が必要となる建築物の把握に努めて、随時さらに耐震化を推進する必要があるというふうに考えております。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 いろいろ予算の関係もあって大変でしょうけれども、できるだけ速やかに皆さんが安心できるようにやっていってほしいなと思います。

先ほど、この耐震化と同時にパソコン導入ということも言われていましたけど、このパソコンについては、たしか以前は2人で1台やったかなと思うんですけども、違いましたか。今回どうなったんですか。これをちょっとお聞きします。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 学校のICT化の推進ということでございますけれども、まず、基本的に未来を担う子供たちへの情報教育の充実が喫緊の課題だというふうにまず認識しておりまして、わかりやすい授業を行って、また児童・生徒の学力を向上させることは極めて重要な課題だというふうに考えております。

スクール・ニューディール構想でも示されましたようなデジタルテレビへの買いかえとか、コンピューターの子供たちへの普及、そういうものに取り組むこととしておりまして、今般の補正予算では、学校のICT化の推進につきましては小学校にデジタルテレビを9台、それから教育用コンピューターを86台、中学校にはデジタルテレビを9台、教育用コンピューターを9台導入すべく、経費の予算化をお願いしているところでございます。

国の目標なりでは、子供3.6人に1台程度のコンピューターの整備というのが掲げられたりはしておるんですけども、まだ十分とは言えない面がございます。今般の整備が整いますと、町全体では4.3人に1台程度というような整備内容になる結果になるなというふうに思っております。まだ十分とは言えない面がございますので、今般は国の経済対策の経費、補助金と交付金を活用して緊急的に整備をするわけでございますけれども、今後とも経費の捻出に努めまして、子供たちのICT環境の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 また、それこそ補正予算で付託されているから委員会の中でもまた審議がありますので、私もこの辺でしておきたいと思うんですけども、例えばパソコンについて、メンテナンスとかいろんなことを考えてレンタルでやっているところもあるんですけども、そういうところも研究できないのかなということが1点と、それから今回のこのスクール・ニューディール構想の推進自体が言う21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実ということ、それを目的というふうになっていますので、この辺について一体どのように考えているのかなということを最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

○古谷教育部長 教育用コンピューター、また学校へのコンピューターの導入につきましては、さまざまな形態があると存じ上げておりますが、現在のところ、買い取りあるいはリースなりが中

心かなというふうに思います。ちょっとレンタル方式というのは私も余り耳にしたことはないんですけれども、せつかくの議員のご質問でもございますし、他の自治体の例等も勉強させていただいて、検討してまいりたいなというふうに考えております。

それから、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実というのが、このスクール・ニューディール構想の提唱しているところだというふうに認識しております。この件につきましては、教育委員会にも先に報告させていただいて、その上で、すべてがすべて今すぐというわけにはまいらないわけでございますが、その中でできるところから今般の臨時交付金等も活用して今年度特に取り組むとしたところでございます。

あと、この21世紀の学校にふさわしい教育環境の整備ということにつきましては、学校現場の先生方のご意見とか、それから教育委員さんのご意見も聞きながら、岬町の方針というのをやっぱり定める必要があるのかなというふうに考えておりますので、努力していきたいというふうに考えております。

○谷本 貢議長 川端啓子君の質問が終わりました。

---

○谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす9月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

本日は、どうもご苦労さまでした。

(午後2時35分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年9月1日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 冶 末 雄